

# BTMU

## 中国月報

第109号 (2015年2月)



### CONTENTS

#### ■ 特集

- ◆ 2014年の外資政策と2015年の若干の展望

#### ■ 経済

- ◆ 経済成長率の減速下でも良好な中国の雇用環境

#### ■ 産業

- ◆ 中国自動車業界の今～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切口～

#### ■ 人民元レポート

- ◆ 中国金利市場～オンショアとオフショア市場動向アップデート

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 法 務：外資系企業の輸出入業務分野の最新動態  
—— 「税関企業信用管理暫定弁法」に関する解説

#### ■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



## 目 次

### ■特 集

- ◆ 2014年の外資政策と2015年の若干の展望  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 …… 1

### ■経 済

- ◆ 経済成長率の減速下でも良好な中国の雇用環境  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 …… 8

### ■産 業

- ◆ 中国自動車業界の今～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切口～  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 …… 17

### ■人民元レポート

- ◆ 中国金利市場～オンショアとオフショア市場動向アップデート  
三菱東京UFJ銀行（中国） 環球金融市場部 …… 24

### ■スペシャリストの目

- ◆ 法 務：外資系企業の輸出入業務分野の最新動態  
——「税関企業信用管理暫定弁法」に関する解説  
北京市金杜法律事務所 …… 29

### ■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集「2014年の外資政策と2015年の若干の展望」

- ◇2014年の中国の直接投資受入額の伸びは1.7%とわずかではあったが、引き続き高水準を維持。
- ◇2014年の投資受入促進を図る外資政策は、前年同様、行政改革による許可手続きの簡素化が中心。加えて、年後半には外資制限緩和の動きが加速。
- ◇2015年は、一気に外資制限緩和の実現を予期。具体的には、許可手続きの簡素化（行政審査・許可の簡素化、地方政府への権限委譲、外国投資法の制定）、投資分野の制限緩和（サービス業の制限緩和、中国（上海）自由貿易試験区での制限緩和と自由貿易試験区の拡大、中西部地区への投資奨励）等が注目される。

### 経済「経済成長率の減速下でも良好な中国の雇用環境」

- ◇2012年以降、中国の経済成長率は7%台に減速するも、雇用環境は良好を維持。
- ◇背景には、生産年齢人口の減少、労働参加率の低下等の労働供給の不足と、第三次産業の発展による労働需要の拡大。一方、大卒者急増によるブルーカラーの人手不足とホワイトカラーの求人不足という雇用のミスマッチが深刻化。
- ◇雇用環境は、経済成長に加え、消費主導型経済への転換、社会安定に深く関わる重要な問題。今後、雇用のミスマッチ緩和策やサービス業の発展を促進する雇用拡大策の動向が注目される。

### 産業「中国自動車業界の今～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～」

- ◇2014年の自動車工場出荷台数は、全体（乗用車+商用車）では減速感強まるも、主力の乗用車に限れば二桁近い伸びで堅調。
- ◇日系完成車メーカーの販売は、反日デモの影響と売れ筋投入車種が少ないことで、伸びは横ばい。但し、市場シェアは17%程度の一定水準を維持しており、過度の悲観は不要。
- ◇今後期待されるHEVの本格普及、中古車市場の拡大に伴う日本車の新車販売へのプラスの影響は当面限定的。中国全体で乗用車需要の増加が見込まれる中であっても、当面は日本車シェアの大幅な回復は期待が薄い。

### 人民元レポート「中国金利市場～オンショアとオフショア市場動向アップデート」

- ◇人民元のオンショア金利市場は、人民銀行の内需刺激を目的に、定例の公開市場操作、新たな資金供給手段、伝統的な預金準備率を織り交ぜながら、金利水準の低位誘導に成功。
- ◇一方、香港オフショア金利市場は、規模が小さく、金融調節手段の不足から、諸外国の金利市場のボラティリティが高まると影響を受け易く、2014年5月頃から変動幅が拡大。
- ◇中国当局は、オフショア市場における、人民元供給枠組みの構築、人民元決済の基盤拡大、人民元の運用機会提供を中心に市場を育成。こうした中での香港における人民元金利のボラティリティ上昇は、人民元供給の枠組み構築のさらなる拡大の重要性を示している。

### スペシャリストの目

#### 法務「外資系企業の輸出入業務分野の最新動態 - 『税関企業信用管理暫定弁法』に関する解説」

- ◇2014年12月1日より、中国税関の新たな企業管理制度が施行。従来の分類管理から信用管理に変更され、通関に関わるコンプライアンス面の認定基準が細分化。
- ◇新たな信用管理制度は、「法を守る者には円滑化、違法行為により信用を喪失した者は懲戒」や「税関への登録登記情報、行政処罰情報等の企業信用情報の公示」等が特徴。
- ◇新制度の下では、通関手続きの簡便化がサプライチェーンに影響、企業信用情報の公開が企業の市場における発展に影響を及ぼすため、企業は税関・貿易に対するコンプライアンス意識を高め、関連業務のリスクコントロールシステムの強化が求められる。



## 2014年の外資政策と2015年の若干の展望

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
海外アドバイザリー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

2014年の中国の直接投資受入額は1196億米ドルとなり、伸び率は1.7%とわずかながら、引き続き高水準を維持した。一方、中国からの対外直接投資は約1400億米ドル（第三国・地域経由）で、初めて対内直接投資を上回って資本純輸出国になったという（注1）。この結果は、中国が貿易・投資の自由化を推進してきたことの現れと言える。

国外からの投資受入の促進を図る外資政策は、2014年は前年と同様に行政改革による許可手続きの簡素化が中心だったが、年後半には外資制限緩和の動きが加速した。これらは、まず行政改革によって政府の企業活動に対する関与を減らし、その上で外資制限を緩和するという戦略に基づいているように思われる。2015年は、一気に外資制限緩和が実現しそうな気配である。

以下に、2014年のこれらの状況を整理し、合わせて2015年を展望してみたい。

### 1. 許可手続きの簡素化

#### 1) 行政審査・許可の簡素化

2014年も前年からの行政改革が引き続き推進され、外資に関係する行政許可手続きも簡素化された。それは主に、行政審査・許可項目の取り消しと権限委譲、また企業の登記前の許可取得から登記後の許可取得への変更である。

2014年は、4回にわたって合計約300項目に上る国務院各部門の行政審査・許可項目の取り消しと地方への許可権の委譲が行われた（注2）。2013年に実施された分を合わせると500項目余りとなり、2012年時点の約1700項目から3割程度が削減された。これは、李克強総理が2013年3月の全人代後の記者会見で述べた2017年までの第15期全人代会会中に3分の1以上を削減するとした目標に早くも近づいたことになる。現政権の行政改革に対する強い意志がうかがわれる。

取り消しとなった項目で外資関係のものとしては、「基礎通信及び地区を跨がる付加価値通信業務経営許可証の届出・確認」（工業・情報化部）、「中外合作鉱産物資源探査・採掘の事前審査」（国土資源部）、「非居住者企業の持分譲渡での“特殊性税務処理”選択の認可」（国家税務総局）、「国内機構の非貿易外貨購入・支払いの真実性審査・確認」（国家外貨管理局）、「機構外貨資金国内振り替え認可」（国家外貨管理局）、「奨励類外商投資企業項目確認審査・許可」（商務部と国家発展改革委員会）、「通関証明書修正・撤回審査・許可」（税関総署）、「外商投資企業都市計画サービス従事資格証書発行」（住宅・都市農村建設部と商務部）、「輸入中古機械電気製品届出」（国家品質監督検閲検疫総局）などがある。また、地方に許可権が委譲された項目では、「外商投資旅行社業務許可」（国家旅游局と商務部）がある。

これらの項目では外資に関係するものはそれほど多くないが、企業の登記前の許可取得から登記後の許可取得に変更された事項ではかなりの数に上っている（下表ご参照）。

この変更は、企業の設立登記にあたって最低登録資本・出資期限・現金出資比率を取り消した「工商登記制度改革」の一環で、企業や個人の投資・創業を促進することが目指されている。従来、特定の業務に従事する場合、企業の設立登記前に許可を取得することが義務付けられているが、それ自体が難しく、手続きも不透明だった。それが登記後の許可取得に変わることは、外資にとっても中国での企業設立が容易になり、影響は大きい。

### 外商投資企業に関する登記前の審査・許可が不要となった主な事項

■廃棄電器電子製品処理許可（区を設置する市級環境保護部門） ■国際海上運輸業務・海運補助業務経営審査・許可（交通運輸部） ■国際船舶管理業務経営審査・許可（省級交通運輸部門） ■中外合弁・合作演出仲介機構設立審査・許可（文化部） ■中外合弁・合作娛樂施設設立審査・許可（省級文化部門） ■公共場所衛生許可（県級以上衛生部門） ■外商投資広告企業分支機構設立審査・許可（省級工商行政管理部門及び外商投資企業の登記権を有する工商行政管理部門） ■外商投資旅行社業務許可（省級旅游部門） ■資産評価機関設立審査・許可（省級財政部門） ■仲介機関の代理記帳業務従事審査・許可（県級以上の財政部門） ■中外合作職業技能訓練機関設立審査・許可（省級人力資源社会保障部門） ■人材仲介サービス機関設立・業務範囲審査・許可（県級以上の人力資源社会保障部門） ■危険廃棄物経営許可（省級環境保護部門） ■道路運輸ターミナル経営業務許可証発行（県級道路運輸管理機構） ■自動車保守・修理経営業務許可証発行（同前） ■石油・精製油卸売・小売経営資格審査・許可（商務部または省級商務部門） ■営利性医療機関設立審査・許可（県級以上の計画衛生部門） ■認証機関設立審査・許可（国家品質監督検閲検疫総局） ■出版物卸売・小売業務従事許可（県級新聞出版部門） ■包装印刷物・その他印刷物経営活動従事企業設立審査・許可（区を設置する市級新聞出版部門） ■音響・映像製品・電子出版物制作企業設立審査・許可（省級新聞出版部門） ■光ディスク生産企業設立審査・許可（同前） ■インターネット医薬品取引サービス企業審査・許可（国家食品薬品監督管理総局または省級食品薬品監督管理部門） ■医薬品・医療器械インターネット情報サービス審査・許可（省級薬品監督管理部門） ■化粧品生産企業衛生許可（省級食品薬品監督管理部門） ■食品生産・流通許可（県級以上食品薬品監督管理部門） ■飲食サービス許可（同前） ■特定種類設備生産企業許可（国家品質監督検閲検疫総局または省級品質技術監督部門）

（注）（ ）内は許可申請先

（出所）「国务院の一連の行政審査・許可項目等事項の取り消し及び調整に関する決定」（国発〔2014〕27号、2014年7月22日発布・実施）及び「国务院の一連の行政審査・許可項目等事項の取り消し及び調整に関する決定」（国発〔2014〕50号、2014年10月23日発布・実施）から抜粋。

こうした許可手続きの簡素化は、2015年も引き続き推進されることになっている。特に企業登記前の許可取得項目については、国务院が企業の経営自主権に属する事項は一律に事前許可取得を条件としない、法律・法規に明確な定めのない事前許可項目は一律に取り消す、法律・法規に明確な定めがある項目でも留保する必要があるものが確実にあるもの以外は法律・法規を改正して一律に取り消す、など徹底的に行う方針を掲げており、更に多くの項目が削減されるか設立登記後の許可に変更されると思われる（注3）。

## 2) 認可から届出への変更と地方の認可権拡大

2014年10月には、「政府認可投資プロジェクト目録」が改訂された。2013年12月に改訂されたばかりだが、それから1年足らずでの再改訂である。

この目録には、農業・水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、機械製造、軽工業、高新技术、都市建設、社会事業、外商投資、域外投資の13分野41項目が記載されているが、2013年の改訂から目録に記載されるプロジェクトに投資する場合は政府の認可を要するとされ、目録にないプロジェクトに投資する場合は政府への届出とするとされたが、2014年の改訂では記載プロジェクトが削減され、また地方の認可権が拡大された。

2013年版の目録から削減されたプロジェクト（認可から届出に変わったプロジェクト）には、石油・天然ガス・鉄鉱石などの資源開発のほか、鉄鋼・アルミ・セメント・船舶の生産など従来、“生産能力過剰産業”として政府が投資を制限してきたものまで含まれている。また、地方に認可権が委譲されたプロジェクトとしては、発電所・送電網、港湾・空港、橋梁・トンネルなどのインフラ建設が多い。

外商投資プロジェクトについては、目録に記載されるプロジェクトが引き続き認可とされたほか、中央・地方の総投資額による認可区分基準が引き上げられ、地方の認可権が奨励類プロジェクトで3億米ドル未満から10億米ドル未満に、制限類プロジェクトが5千万米ドルから1億米ドルに拡大された。

#### 外商投資プロジェクトの認可権の区分基準

- 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ（または相対的マジョリティ）の要求のある総投資額（増資を含む）10億米ドル以上の奨励類プロジェクトと、同じく1億米ドル以上の制限類プロジェクト（不動産を含まない）は、國務院投資主管部門（国家發展改革委員会）が認可を行う。
- 「外商投資産業指導目録」制限類の不動産プロジェクトと総投資額（増資を含む）1億米ドル未満のその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可を行う。
- 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ（または相対的マジョリティ）の要求のある総投資額（増資を含む）10億米ドル未満の奨励類プロジェクトは、地方政府が認可を行う。

以上から、「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティまたは相対的マジョリティの要求のない奨励類プロジェクトと「外商投資産業指導目録」に記載のない許可類プロジェクトは総投資額に関わらず届出となり、更に多くのプロジェクトが認可から届出に変更された。従来、政府の審査を経て認可を得なければならなかったものが審査を行わない届出となったことにより、投資の手続きがより簡便になる。

なお、ここで言う届出は、プロジェクトの内容について發展改革部門に届出を行うもので、外商投資企業の設立手続きにはほかに商務部門への合弁契約や定款の認可申請がある。この手続き自体は変わっていないが、商務部では自身の認可手続きの迅速化を進めており、また地方商務部門に対して2014年の「公司法」改正に合わせて外商投資企業の登録資本や出資条件については審査ではなく確認とするよう通達するなど手続きの改善を図っている（注4）。

### 3) 「外国投資法」草案の公開

こうした中、2015年1月に「中外合弁企業法」、「中外合作經營企業法」、「外資企業法」の外資三法に代わる「外国投資法」のパブリックコメント募集草案が商務部から公開された（注5）。これに示される投資手続きについての考え方は、「政府が投資を制限する分野以外に投資する場合は直接登記を行う」というもので、現在の規制を大幅に緩和することが想定されている。この公開草案の条文は最終的に変わる可能性があるが、基本的な考え方は踏襲されると思われるので、以下に公開草案の投資手続きに関する規定を見ておこう。

「外国投資法」は、外国投資に関する法律で、「外国投資企業」（公開草案では従来の「外商投資企業」という表現は使われていない）に関する法律ではないため、企業の経営組織や運営条件についての規定は設けられていない。（これらは「公司法」の規定が適用されるものと思われる。）

外国投資とは、外国投資者（中国国籍を持たない自然人、他の国家・地域の法律により設立された企業、政府機構及び国際組織）が直接または間接に行う投資活動のこととされ、具体的には企業の新設、国内企業の合併・買収のほか、これら企業への1年以上の金銭貸付、資源探査・開発とインフラ建設・運営の許可権取得、不動産の権利取得、契約・信託などの方式による国内企業の支配または国内企業の権益の所有が対象とされている。

外国投資者は内国民待遇を享受するとされるが、ただし外国投資を禁止または制限する分野については国務院が制定する「特別管理措置目録」（「実行禁止目録」と「実行制限目録」）により「参入許可制度」を採るとされている。このうち「実行制限目録」には、国務院が定める金額基準を超えるものと外国投資を制限する分野が含まれ、これらに投資する場合は、国務院の外国投資主管部門（現在は商務部）または省・自治区・直轄市の外国投資主管部門に「参入許可申請」を行う。申請の際は、外国投資者と外国投資の内容のほか、中国経済・社会への影響（エネルギー資源、技術革新、就業、環境保護、安全生産、地域発展、外貨資本項目管理、産業発展）、国家安全審査及び反独占審査の要否などの情報を含む申請書と関係資料を提出する。（現在のプロジェクト報告やフィージビリティ・スタディ報告、定款などは対象とされていない。）

審査部門は、原則として30業務日以内（国家安全審査の期間を除く）で審査を行い、許可、条件付き許可または不許可のいずれかを決定し、条件付き許可の場合、資産または業務の分離、持分比率、経営期限、投資地域、現地雇用比率または雇用者数などの制限が付加される。許可を得た場合、その後に登記、外貨、税務などの手続きを行うとされている。

これに対し、上記の目録にないものは、許可申請は不要で、登記、外貨、税務などの手続きを行うとされている。

なお、外国投資者と外国投資企業は、参入許可申請の要不要に関わらず政府への報告義務があるとされ、投資実行前または投資実行日から30日以内に国務院外国投資主管部門に「情報報告」を行わなければならない。その内容は、外国投資者と外国投資、外国投資企業に関する基本情報とされている。そのほか報告内容に変更があった場合の変更報告、年度報告も義務とされている。

公開草案に示されている以上のような考え方は、現在、中国（上海）自由貿易試験区で採られているネガティブリスト以外の分野・プロジェクトへの投資は認可でなく届出とする方式よりも更に緩やかなもので、外国投資者に対して投資前の段階でも国内投資者と同じ内国民待遇を与えることが想定されている。これは“参入前内国民待遇”と言われるもので、現在、日中韓で行われている自由貿易協定交渉でも焦点の1つになっている。これを国内法に“先取り”しようとしており、投資自由化への積極的な姿勢がうかがわれる。

上記の「特別管理措置目録」は、自由貿易試験区のネガティブリストや「外商投資産業指導目録」の制限・禁止産業をベースに制定されると見られるが、これらのプロジェクトは急速に削減されつつあることから、「特別管理措置目録」に記載される分野・プロジェクトはごく少数になるものと見込まれる。したがって、「外国投資法」が公布される時点では、大部分の投資が許可手続きを経ずに実行できるようになると期待される。

なお、公布の時期については、公開草案を起草した商務部では、第12次5ヵ年計画が終了する2015年中の制定を希望としている。ただ、今後、パブリックコメントに基づく商務部と関係部門での草案修正や国務院での草案確定、全人代常務委員会での審議を経るため、もう少し時間

がかかるかもしれない。

## 2.投資分野の制限緩和

### 1) サービス業の制限緩和

外資に対するサービス業の制限緩和については、以前から段階的に実施するという方針が示されていたが、2013年11月の党18期3中全会で金融、教育、文化、医療、育児・養老、建築設計、会計監査、商業・貿易・物流、電子商取引を重点分野とすることが決定されたのを受け、2014年は具体的な進展が見られた。

7月から北京、天津、上海、江蘇、福建、広東、海南の7省・直轄市で独資での病院設立が試験的に許可され、11月からは全国範囲で独資での営利性養老機構が正式に許可された(注6)。独資での病院設立は、2013年から中国(上海)自由貿易試験区で試行されていたが、対象地区が拡大されたものである。養老機構は、以前は非営利のものしか許可されなかったが、営利目的の養老機構が許可された。これらは、個人所得の向上、医療保険制度の拡充、高齢化の進行などで需要が高まっていることが背景にあると見られる。

しかし、そのほかの分野では、ほとんど動きがなかった。わずかに金融リース会社(中国銀行業監督管理委員会が認可するファイナンスリース業務を主とする非銀行金融機関)の取り扱い業務が拡大されたことくらいである。

ただ2015年は、多くの分野で制限緩和措置が採られそうである。2014年11月に「外商投資産業指導目録」改訂草案が公開されたが、現行の目録で制限産業とされていたプロジェクトと出資形態・出資比率に制限があったプロジェクトが多数削除された。その中には上記の制限緩和の重点分野に該当するプロジェクトも含まれている(下表ご参照)。

2015年に制限緩和が見込まれるサービス業の主なプロジェクト

金融	財務公司、信託公司、通貨仲買公司(認可制限を取り消し)
文化	映画館の建設・経営、大型テーマパークの建設・経営、公演仲介機関、娯楽施設の経営(認可制限を取り消し、大型テーマパーク・公演仲介機関・娯楽施設は独資を許可)
建築設計	建築設計(奨励に変更)
会計監査	会計監査(出資形態制限を取り消し)
商業・貿易・物流	直接販売・通信販売・ネット販売、植物油・砂糖・原油・農薬・農業用フィルム・化学肥料の卸売・小売・配送、音響・映像製品(映画を除く)の販売、精製油の卸売、鉄道貨物輸送公司(認可制限を取り消し、植物油・砂糖・原油・農薬・農業用フィルム・化学肥料の卸売・小売・配送は30超の分公司で複数商品を取り扱う場合でも独資を許可)
電子商取引	ネット販売(認可制限を取り消し)

このうち建築設計は、以前は目録にない許可産業とされていたが、今回の改訂草案で奨励産業とされた。従来、建築設計分野への投資は、香港・マカオ企業を除いて独資が許可されなかったが、今後は解禁されるものと思われる。教育については、改訂草案上は緩和されていない。草案では「幼児教育」、「普通高中教育機関」、「高等教育機関」が制限産業とされ、しかも「合作で中国側主導」の条件が付けられている。これは従来の扱いと変わっていないが、合作条件が緩和されるのではないかと思われる。なお、「外商投資産業指導目録」はまもなく公布される見込みである。

2015年はほかに小包速達の制限が緩和されそうである。既に2014年9月に国務院が業務範囲と営業地域を特定して許可を交付することを決定しており(注7)、2015年は具体的な措置が採られると見られる。

なお、以上に取りあげた制限緩和措置は、外資一般に対して全国範囲で実施されるもので、中国(上海)自由貿易試験区では後述するように特別な緩和措置が採られており、また香港・マカオ企業や台湾企業に対しては優遇を更に拡大する措置が採られることになっている(注8)。

## 2) 中国(上海)自由貿易試験区での制限緩和と自由貿易試験区の拡大

中国(上海)自由貿易試験区では、中国の貿易・投資の自由化に向けた改革・開放の“試験田”として、投資の面では、外資に対する投資制限分野の開放を試行する方針を掲げて2013年10月に発足した。しかし当初発表されたサービス業の特別開放措置は18分野23項目にとどまり、しかもその多くは制限を一部緩和するもので、新たに投資を許可するものはわずかだった。また、外資に対する新しい管理モデルとしてネガティブリストが発表されたが、それに記載される制限・禁止プロジェクトは全て試験区以外でも同じ扱いで、特別に制限が緩和されたものはなかった。

2年目となった2014年は、6月にネガティブリストが改訂され、記載される制限・禁止プロジェクトが190項目から139項目に削減された。ただ、11月に公開された「外商投資産業指導目録」改訂草案では、試験区のネガティブリストにあるプロジェクトの多くが制限産業から外され、また出資形態・出資比率の制限が取り消されるなど試験区を上回る緩和が図られている。12月には試験区で試行される改革・開放措置の一部を全国に拡大することが決定され、サービス業の特別開放措置のうち、ファイナンスリース(ファクタリング業務を許可、また子会社の最低登録資本を撤廃)、信用調査(投資を許可)、投資性公司(株式会社を許可)、ゲーム機製造・販売(文化部門の内容審査後に国内販売を許可)での措置が2015年6月30日までに全国範囲で実施されることになった(注9)。

こうした中で、2014年12月には広東省、天津市、福建省にも自由貿易試験区を設立し、上海の試験区は区域を拡大することが決定された(注10)。上海の試験区は30平方キロ弱だったが、この決定で4試験区とも100平方キロを超える広い区域になる。新しい試験区はいずれも3月1日から発足し、近く発表される各試験区の実施計画はそれぞれの地域の特性を踏まえたものになるとされている。外資に対する投資制限分野の開放も、各試験区で若干の違いがあると見られるが、商務部によれば、改訂される「外商投資産業指導目録」と上海の試験区のサービス業の特別開放措置及びネガティブリストの内容よりも更に開放されたものになるという(注11)。

## 3) 中西部地区への投資奨励

2014年は、西部地区の12省・自治区・直轄市を対象とする「西部地区奨励類産業目録」が発布・実施された。この目録は2011年に制定されることが予告され、これに記載される産業に投資する場合に設立された企業に2020年までの期限で企業所得税の15%の優遇税率を適用するとされていたが、その公布が遅れていたものである。

目録には省・自治区・直轄市別に平均30~40のプロジェクトが記載されているが、外商投資企業については、それらのプロジェクトだけでなく、「外商投資産業指導目録」(2011年版)の奨励産業(354項目)と2013年に改訂された「中西部地区優位性産業目録」に記載される産業(500項目)に投資する場合も優遇を適用するとされた。外資にとって大きなインセンティブである。なお、「外商投資産業指導目録」は近く改訂版が発表されることになっているが、その後は改訂版

に記載される奨励産業が優遇適用の対象に変更されると見られる。

- (注1) 2015年1月21日の商務部の定例記者会見での説明。
- (注2) 約300項目のうち108項目は2014年12月の国務院常務会議で決定されたものだが、2015年1月末現在、まだ文書が公布されていない。報道によれば、主に投資・経営・就業等に関わる審査・許可事項であるという。
- (注3) 2014年11月5日の国務院常務会議での決定事項についての報道による。
- (注4) 商務部の手続きの迅速化については「外商投資プロジェクト審査・認可改善の展開に関する公告」(2014年5月28日公布・実施)、地方商務部門に対する手続き改善の通達は「商務部の外資審査・確認管理業務の改善に関する通知」(2014年6月17日発布・実施)。
- (注5) 商務部の以下のウェブサイトに掲載。  
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/as/201501/20150100871010.shtml>
- (注6) 「国家衛生・計画生育委員会、商務部の外資独資医院設立試行業務展開に関する通知」(国衛医函[2014]244号、2014年7月25日発布・実施)及び「外商投資営利性養老機構設立の関係事項に関する公告」(商務部、民政部公告2014年第81号、2014年11月24日公布・施行)による。
- (注7) 2014年9月24日の国務院常務会議での決定事項についての報道による。  
[http://www.gov.cn/guowuyuan/2014-09/24/content\\_2755686.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2014-09/24/content_2755686.htm)
- (注8) 香港・マカオ企業に対しては、2014年12月に締結されたCEPA(経済緊密化協定)のサービス貿易自由化協議に基づいて、広東省に投資する場合に限って特別な優遇措置が採られる。その対象分野は、WTO分類基準の全160分野のうち153分野に上っており、そのうち58分野では完全な内国民待遇が与えられた。また、台湾企業に対しては、福建省で付加価値通信のオンラインデータ処理・取引業務に投資する場合に55%までの出資が許可された(実施時期は不明)。
- (注9) 「国務院の中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験の普及拡大に関する通知」(国発[2014]65号、2015年12月31日発布・実施)による。
- (注10) 「中国(広東)、中国(天津)、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律で規定された行政審査批准手続きの一時調整を国務院に授権することについての決定」(2014年12月28日、第12回全国人民代表大会第12回会議で決定)。
- (注11) 2015年1月21日の商務部定例記者会見での説明。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp) TEL：03-6733-3948



経済成長率の減速下でも良好な中国の雇用環境

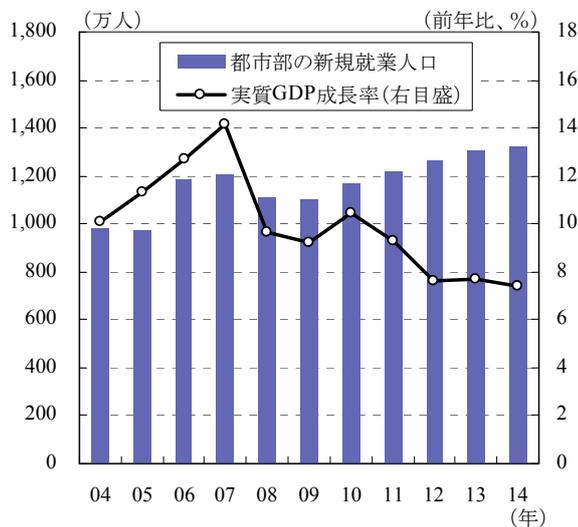
三菱東京UFJ銀行  
経済調査室 香港駐在  
シニアエコノミスト 范小晨

1. 経済成長と雇用環境の変化

中国の実質 GDP 成長率と都市部の就業人口増加数の推移をみると、2004 年から 2010 年までは、就業人口の増加ペースは実質 GDP 成長率の加減速とほぼ一致したトレンドを維持していた。しかし、2011 年以降は、成長ペースが鈍化したにもかかわらず、就業人口の増加ペースはむしろ加速し、増加数は 4 年連続で年間 1,200 万人に上った(図 1)。2014 年の実質 GDP 成長率は前年比+7.4%と政府目標の 7.5%を下回る一方で、就業人口増加数は 1,322 万人に達し、年間 1,000 万人の政府目標を 9 月末時点で既に達成できた。

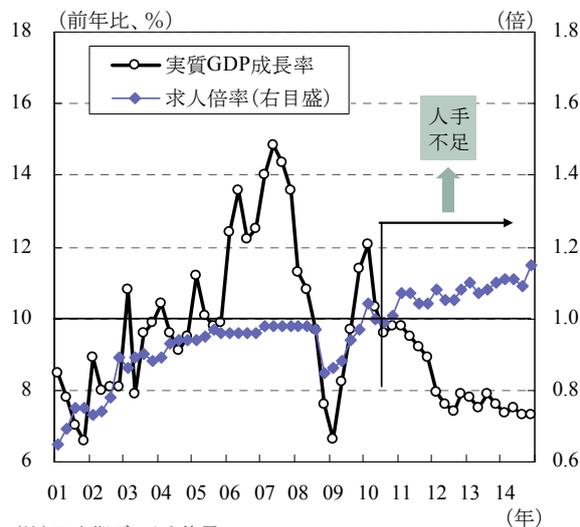
また、四半期ベースの実質 GDP 成長率と求人倍率の推移をみると、平均 10%台の高成長を維持していた 2001 年初めから 2010 年末までの間、求人倍率は平均 0.9 倍と雇用は求人不足の状態にあった。しかし、2011 年以降は、実質 GDP 成長率が 8%程度まで減速するなかでも、求人倍率は平均 1.1 倍と上昇しており、雇用環境は良好であることが窺える(図 2)。本レポートでは、成長ペースの減速下で雇用環境が良好を維持する背景や雇用を巡る課題について考察した。

図 1: 都市部の就業人口増加数と実質 GDP 成長率の推移



(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図 2: 求人倍率と実質 GDP 成長率の推移



(注) 四半期データを使用

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 労働市場の構造変化

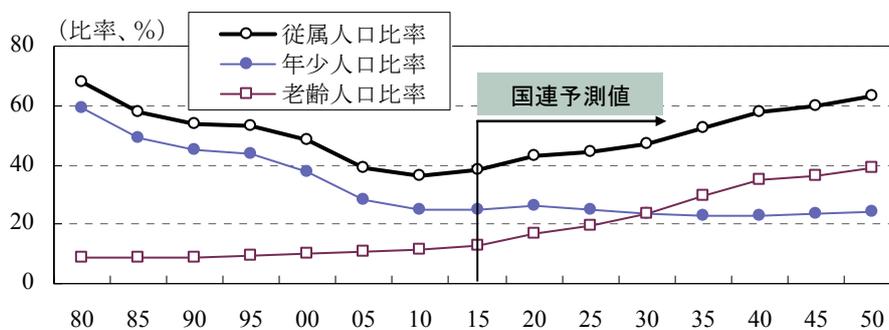
成長ペースが鈍化しているにもかかわらず雇用が良好な背景として、生産年齢人口の減少、労働参加率の低下、第三次産業の発展などが挙げられる。

### (1) 生産年齢人口の減少

まず人口動態を把握するため、年齢別の人口統計をみると、一人っ子政策による低出生率や急速な高齢化の進展により、総人口に占める年少人口（15歳未満）比率が低下する一方、老齢人口（65歳以上）比率が上昇している（図3）。

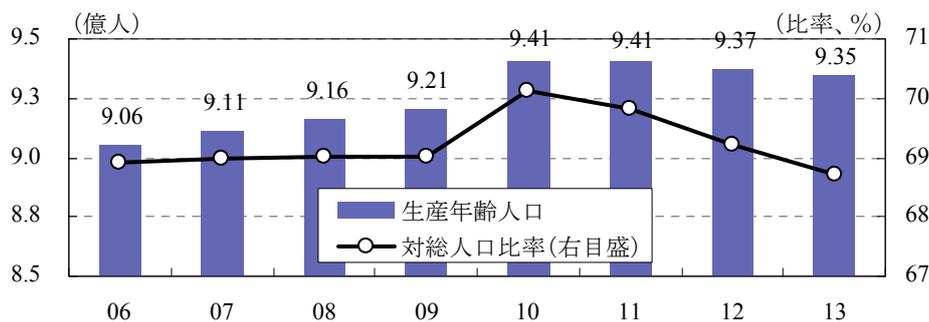
他方、生産年齢人口（15歳～59歳）は2012年に9.37億人と初めて減少（前年比▲345万人）し、2013年は9.35億人（同▲227万人）と減少が続いている（図4）。この結果、従属人口（15歳未満及び65歳以上）比率は2010年頃を底に上昇に転じており、生産年齢人口の「ボーナス」期は終了したとみられる。

図3：中国の従属人口比率の推移



(注1) 従属人口比率: 15～64歳人口に対する15歳未満及び65歳以上人口の比率 (年)  
 (注2) 年少人口比率: 同上に対する15歳未満人口比率  
 (注3) 老齢人口比率: 同上に対する65歳以上人口比率  
 (資料) 国連統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図4：中国の生産年齢人口の推移

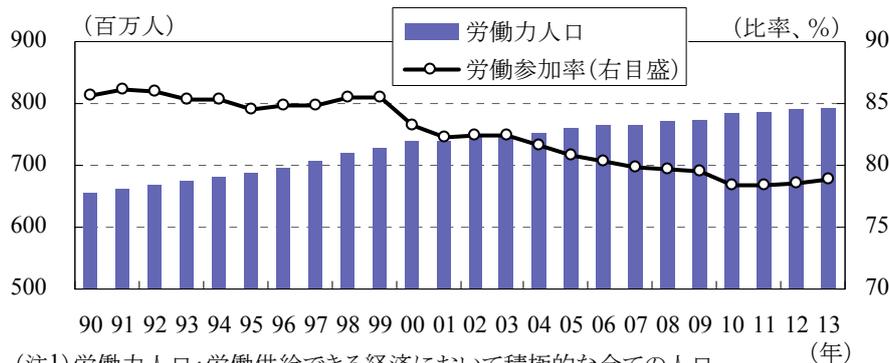


(注) 15～59歳人口が総人口に占める比率  
 (資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### (2) 労働参加率の低下

労働参加率をみると、90年から99年までは年平均85%程度の水準にあったが、2000年以降、同比率は低下に転じた。2010年以降、労働参加率は78%台で推移している（図5）。

図5: 中国の労働参加率の推移



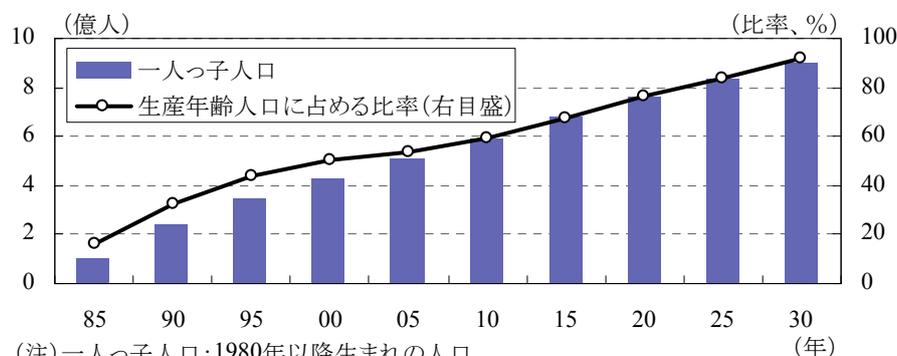
(注1) 労働力人口: 労働供給できる経済において積極的な全ての人口。就業者と失業者の総数。

(注2) 労働参加率: 生産年齢人口に占める労働力人口の比率。

(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

このような現象は、生産年齢人口に占める一人っ子人口比率の上昇と関連しているとみられる。1979年に始まった一人っ子政策以降の世代は、それ以前の世代と異なる価値観を持ち、自力で生活を改善していく意識と忍耐力が欠如しているといわれており、未就業人口が増加していることの背景にあると考えられる。国連の試算では、生産年齢人口に占める一人っ子人口の比率は2010年の59.4%から2015年には67.3%に上昇する見込みであり（図6）、一人っ子を中心に労働に従事しない人が増加し、中国の労働参加率は上昇が見込みにくい状況が続くとみられる。

図6: 中国の生産年齢人口に占める一人っ子比率



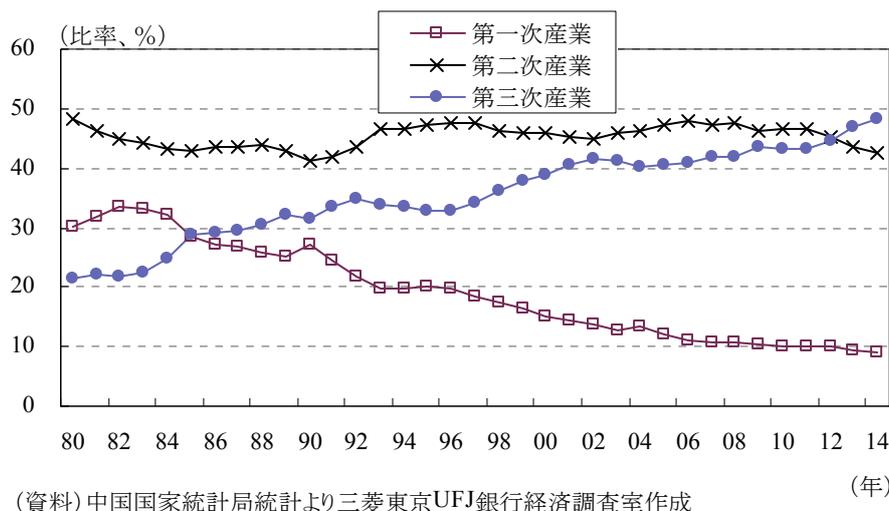
(注) 一人っ子人口: 1980年以降生まれの人口

(資料) 国連統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### (3) 産業構造変化による雇用吸収力の向上

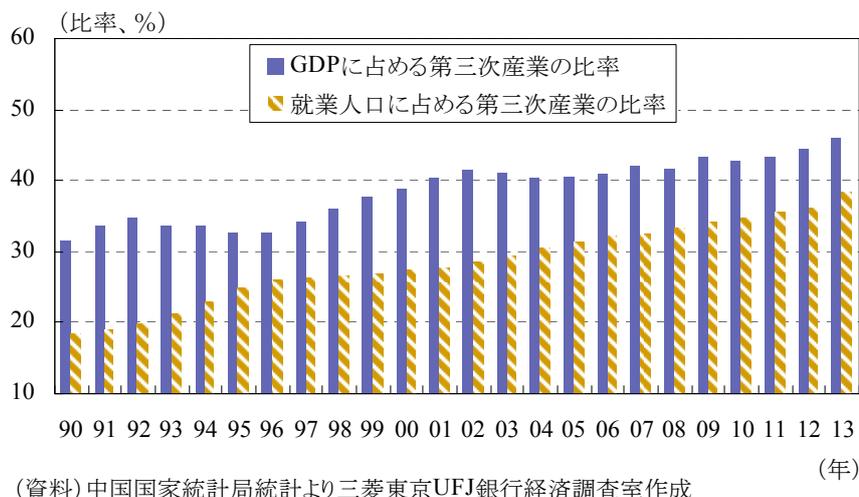
産業構造の変化をみると、経済の発展段階が上がるにつれて、名目GDPに占める第一次産業と第二次産業の比率が低下する一方、第三次産業の比率が上昇している。2013年以降第三次産業の比率が第二次産業を上回るようになった（図7）。

図7: 名目 GDP に占める各産業の比率



また、名目 GDP に占める第三次産業の比率は、90年の31.5%から2013年の46.1%へ上昇したが、就業人口に占める第三次産業の比率は90年の18.5%から2013年の38.5%へと2倍以上も増加しており、第三次産業の雇用吸収力が高いことがわかる(図8)。

図8: 名目 GDP と就業人口に占める第三次産業の比率



### 3. 変化する GDP 成長率と雇用創出力の関係

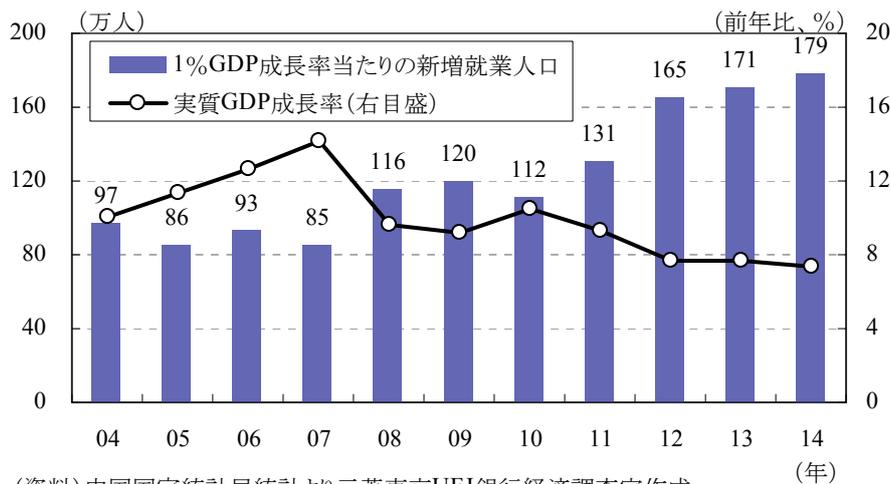
従来、中国では8%以上の実質 GDP 成長率を維持しなければ、十分な雇用を確保できず、失業問題が深刻になるといわれてきた。しかし、習政権が始動した2012年末以降、政府は経済成長の「質」の向上を重視し、雇用状況が悪化しなければ成長率低下を容認するスタンスを示している。

2014年5月に開催された国務院の記者会見でも、人力資源・社会保障部副部長は、第三次産業の発展により、雇用創出力が向上しており、雇用を確保するために8%成長を維持する必要はなくなったと発言した。さらに、政府は必要な雇用水準を見定めた上で、それに見合う成長率を検討する方針を示しており、十分な雇用の確保が成長率目標を考慮する上で重要な要素であると述べた。

2014年9月、天津で開かれた夏季ダボス会議で李克強首相は、成長率は7.5%前後で若干の上下の振れは合理的な動きであるとした上で、経済運営に際しては、安定成長を維持するための雇用を確保できるかどうかを見極める必要があるとコメントした。

実質GDP成長率が1%ポイント増加した際の就業人口増加数の推移をみると、2004年から2007年までの間は、年平均90万人程度であったが、2008年から2011年は年平均で約120万人、2013年と2014年には各々171万人と179万人まで増加した。このように10年前と比べ2倍近く雇用創出力が高まっているといえる(図9)。

図9: 実質GDP成長率1%ポイント当たりの就業人口増加数の推移



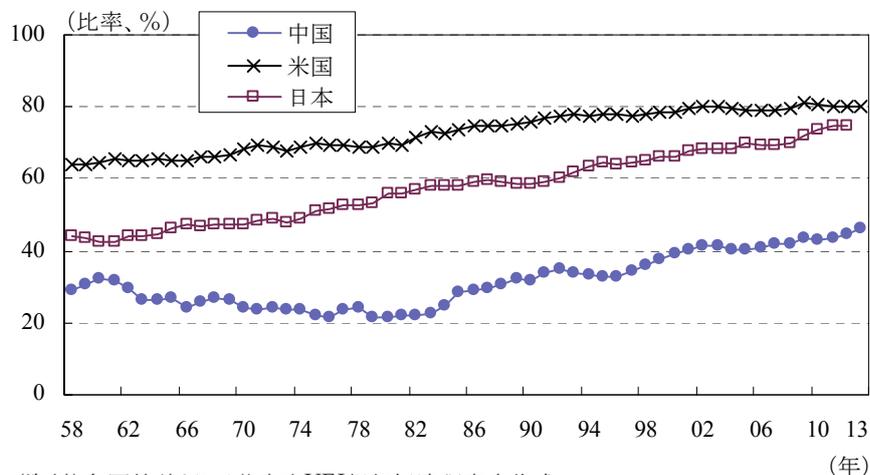
(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

#### 4. 今後の展望と課題

##### (1) 依然大きい第三次産業の発展余地

都市化が急速に進展する過程において、サービス業を中心とする第三次産業は農村から都市部への移住者の雇用の最大の受け皿になると考えられる。2013年の第三次産業の名目GDP比率をみると、日米など先進国は70%~80%程度であるのに対して、中国は46%と日本の1960年半ば頃の水準に止まっている(図10)。

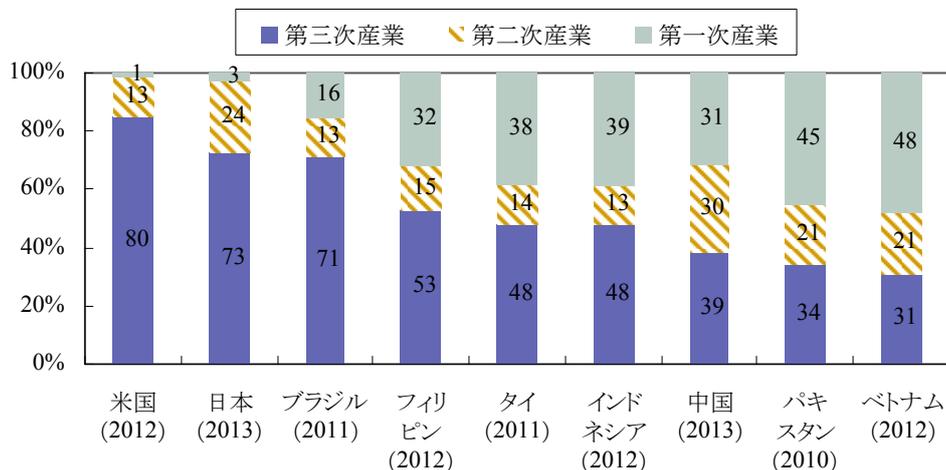
図10: 中国及び日米の第三次産業(名目GDP比)の推移



(資料) 各国統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

また、第三次産業の就業人口に占める比率をみると、中国は39%（2013年）と米国（2012年：80%）や日本（2013年：73%）などの先進国に比べて遥かに低い水準に止まっているのみならず、タイ（2011年：48%）やインドネシア（2012年：48%）など、1人当たりGDPが中国を下回る国と比べても低い水準にある。換言すれば、今後、中国のサービス業の発展余地が依然大きいともいえる（図11）。

図11：各国の産業別就業人口比率

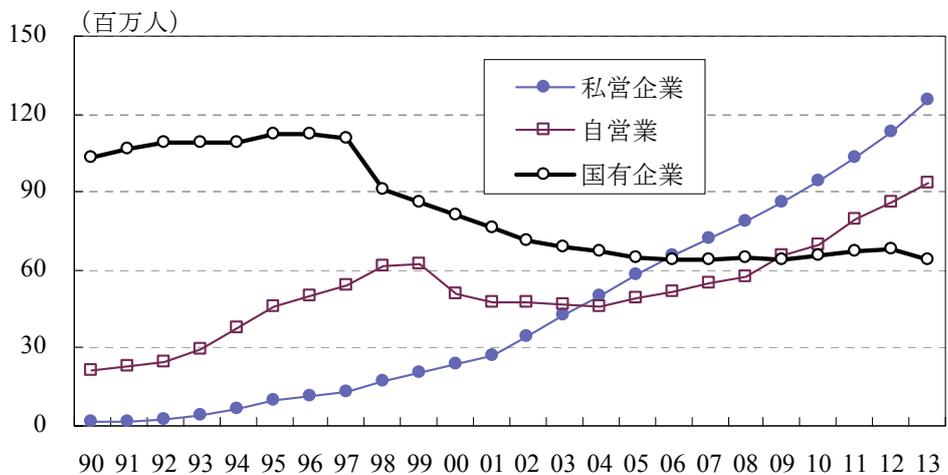


(資料) 各国統計およびThe World Fact Bookより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## (2) 私営企業、自営業及びサービス業の発展による雇用機会の創出

国有企業、私営企業、自営業の就業人口をみると、90年時点では国有企業が約1億人であったのに対し、私営企業と自営業は各々110万人と2,100万人に止まっていた。私有経済の発展に伴い、2013年には国有企業は6,300万人へ減少した一方で、私営企業と自営業はそれぞれ1億2,300万人と9,300万人へ急増した（図12）。今後も私有経済の拡大によって、国有企業に代わり私営企業と自営業で多くの雇用を創出することが予想される。

図12：国有企業・私営企業・自営業の就業人口の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

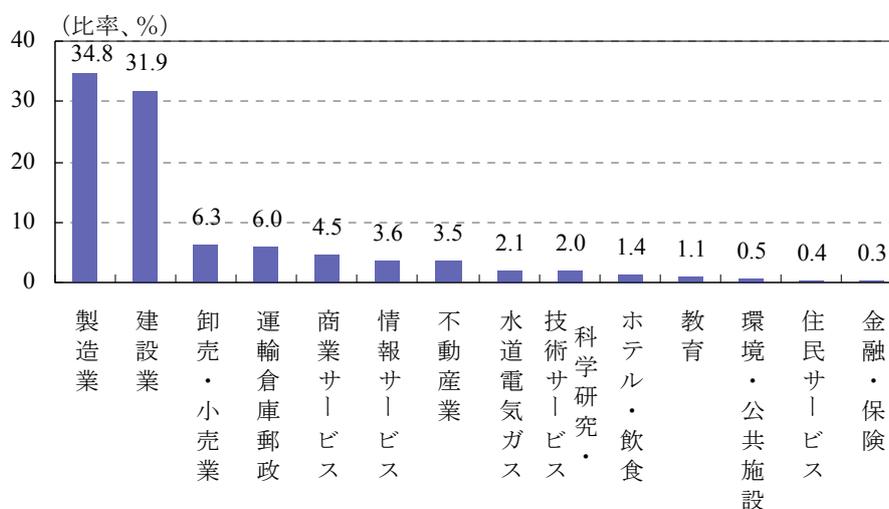
(年)

2013年の就業人口増加数の業種別シェアをみると、伝統的な労働力集約型の製造業（34.8%）と建設業（31.9%）を除くと、消費と密接な関係がある卸売・小売業（6.3%）、運輸・倉庫・郵政業（6.0%）の割合が大きい（図13）。

これは都市化の進展に伴うスーパーマーケットなど小売業やオンラインショッピングなどのインターネット取引の普及によるものとみられる。人力資源・社会保障部は2013年2月に初めてインターネット起業による就職促進に関する研究報告を発表し、ネット起業によって1千万人を超える雇用が生み出され、新たな雇用創出分野に成長している点を評価した。

今後、中国が投資・輸出主導から消費主導の成長モデルへと転換していくにつれて、サービス業を中心とする第三次産業の就業人口に占める比率はさらに上昇すると予想される。

図13: 就業人口増加数の業種別シェア(2013年)

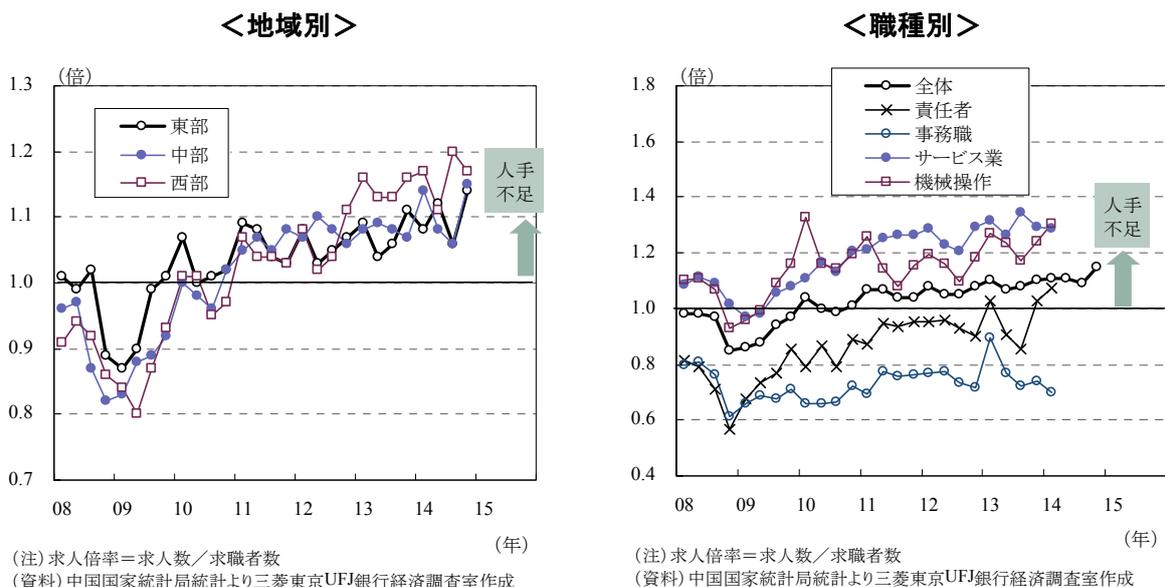


(注)2013年に都市部で新規増加した就業人口の業種別比率  
(資料)中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### (3) 雇用のミスマッチの改善

求人倍率の推移をみると、2011年以降は労働市場において全国的に人手不足が生じている。特に、近年経済成長が著しい西部の労働力需要は旺盛で、東部と中部よりも供給不足感が強いことが窺える（図14）。業種別では、製造業の機械操作職などブルーカラーの人出不足が顕著となっている。

図 14: 地域別・業種別の求人倍率



近年、ブルーカラーの人手不足とホワイトカラーの求人不足（大卒者の就職難）という雇用のミスマッチが深刻化している。とりわけ、大卒者が急増した結果、高学歴者の就職難が社会問題となっている。高等教育の拡充により、大学新卒者は90年の61万人から2000年は107万人、さらに2014年には727万人に達した（図15）。最終学歴別の人口比率の推移をみると、大卒以上の比率は96年の2.0%から2013年には10.5%まで上昇し、高学歴化が急速に進展している（図16）。今後、高付加価値のサービス業を発展させることによって、高学歴の雇用を吸収していくことが重要な課題となる。

また、産業の高付加価値化を進めるためには、技術者の育成も必要である。2014年6月の全国職業教育工作会议で習近平主席は、職業教育の発展を加速することについて重要な指示を発表した。職業教育は国民教育の重要な部分としてより多くの若者が有能な人材に成長する重要なものであり、多様な人材を育て技術・技能を伝承し、就業と起業を促進しなければならないと強調した。

図 15: 中国の新規大卒者数

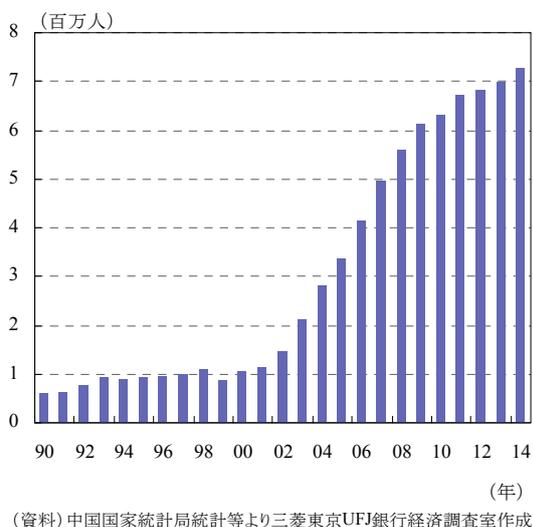
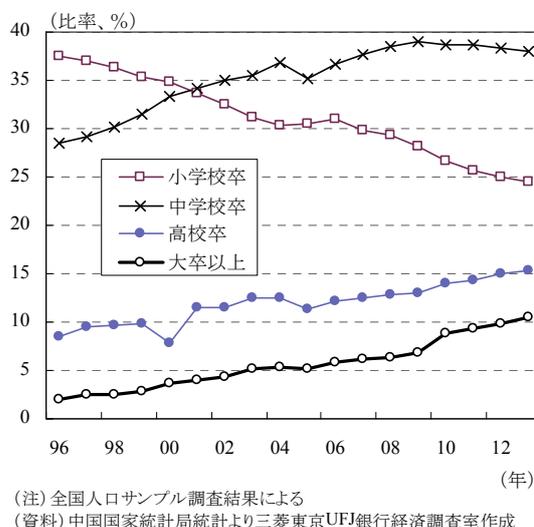


図 16: 最終学歴別の人口比率の推移



## 5. まとめ

中国にとって雇用問題は、成長率目標を見極めるためのバロメーターの一つであると同時に、消費主導型経済への転換や社会の安定にも深く関わる重要な課題を内包している。一人っ子政策が完全に撤廃された場合でも、二人目の子供を生む意欲のある夫婦がまだ少ないとされ、生産年齢人口の減少トレンドに歯止めがかかるまでには時間を要する見込みである。今後、雇用のミスマッチの緩和策やサービス業の発展を促進する雇用拡大策などが重要であり、政府の雇用関連政策の動向を引き続き注目したい。

以上

(執筆者連絡先)

株三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：00852-2823-6718 Email：xiao\_chen\_fan@hk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切口～

三菱東京UFJ銀行  
企業調査部 香港駐在  
調査役 黒川 徹

中国の自動車工場出荷台数（乗用車＋商用車）は、2014年の前年比伸び率が大幅に鈍化。世界最大の自動車市場である中国の動向は大いに注目される場所である一方で、市場全体を捉えた統計は存在せず、様々な見方が混在しているのが実状。そこで、本稿では、中国自動車業界について、以下の3つの切り口にて簡単に整理した。

1. 中国の自動車需要は低迷期に転じたのか

2014年の中国自動車需要については、「前年比伸び率が大幅に鈍化」と悲観的に伝える記事が多い一方、「一定の伸びを確保」と前向きに捉える報道もあるなど、その見方が分かれる。足元の動向をどう捉えるべきか。

(1) 足元の動向

2014年の自動車全体（乗用車＋商用車）の工場出荷台数は、前年比6.8%増の2,349万台と過去最高を更新し、6年連続で世界一を維持（図表1）。

2013年は前年比10%を上回る伸び率での成長が続いてきたものの、2014年に入ってから同10%を下回って推移しており、とりわけ年後半には同5%前後となるなど、減速感が強まっていることは事実。

しかしながら、主力の乗用車（全体の8割強）に限ってみると、伸び率が鈍化してはいるものの、2014年通年でも二桁近い伸びを維持している。

《 図表1：自動車の工場出荷台数の動向 》

(単位:万台)

	2013					2014				
	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
自動車全体	542	536	510	611	2,199	592	576	532	649	2,349
前年比(%)	13.1	11.4	13.6	17.4	13.9	9.2	7.5	4.2	6.2	6.8
乗用車	442	424	418	508	1,792	487	476	452	555	1,970
前年比(%)	17.2	10.4	14.5	20.3	15.7	10.1	12.3	8.1	9.2	9.9
商用車	100	112	92	103	407	105	100	80	94	379
前年比(%)	▲2.0	15.4	9.5	4.9	6.7	5.1	▲10.6	▲13.3	▲8.6	▲6.8

(資料)中国汽車工業協会資料を基に企業調査部(香港)作成

実際、乗用車の国内販売動向を最も的確に示すと考えられる新車登録台数（詳細次頁ご参照）をみると、2014年通年でも前年比11.0%増と二桁の伸び。年後半に減速しているものの12月単月では前年同月比10.4%増と二桁を確保しており、総じて堅調に推移していると捉えて差し支えなからう（図表2）。

《 図表2：乗用車の新車登録台数の動向 》

(単位:万台)

	2013					2014				
	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
中国市場全体	429	354	392	433	1,608	481	412	429	462	1,784
前年比(%)	25.9	13.0	14.0	16.0	17.3	12.2	16.4	9.4	6.7	11.0

(資料)中国汽車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

＜中国における自動車の販売台数について＞

- 中国における自動車販売台数のデータは、中国汽車工業協会の「工場出荷台数」、中国汽車技術研究センターの「新車登録台数」、完成車メーカー各社の「中国販売台数」の3つに大別される（付表1）。

《 付表1：中国における自動車販売台数のデータ 》

データ名	出所／概要	乗用車			商用車
		国内生産		輸入	
		国内販売	輸出車	輸入車	
工場出荷台数	中国汽車工業協会	○	○	×	○
新車登録台数	中国汽車技術研究センター	○	×	×	×
中国販売台数	完成車メーカー各社	(完成車メーカー毎に異なる)			
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	○	—	○	—
日産	輸入車を含む卸売販売台数	○	—	○	○
ホンダ	工場出荷台数	○	—	×	—

(資料)各種資料を基に企業調査部(香港)作成

- いずれのデータについても、その対象範囲をみると、輸出車や輸入車、商用車の有無が異なるなど、国内販売全体を捉えた統計は存在しない。
- 日本の新聞報道等では、市場全体の販売動向に乗用車＋商用車の工場出荷台数を用いる他、個社の販売動向には中国販売台数を用いるケースが多い。
- しかしながら、工場出荷台数は、そもそも小売ベースの数値ではない上、各社発表の中国販売台数についてもそれぞれ算出基準が異なることから、中国における自動車販売の動向を大まかに捉えることしかできない。
- 一方、新車登録台数は、輸入車（中国市場全体の5%強）こそ含まないものの、当局が纏めた国内生産車の新車登録データを基にしており、主力の乗用車について、市場全体及び個社の販売動向を捉えるのに最適といえる。
- 実際、中国にて自動車ディーラーを管理する商社へのヒアリングを通じて、「自動車の販売動向を分析する場合、新車登録台数の実績を参考にしている」との声が聞かれた。
- したがって、中国における自動車の販売動向については、新車登録台数のデータに基いて判断することが適当。このため、本稿においても主に同データを用いている。

## 2. 日系完成車メーカーの2014年目標の未達をどうみるべきか

大手3社（トヨタ、日産、ホンダ）が発表した2014年の販売実績は、いずれも目標未達となり、「中国では日本車の販売が苦戦」との報道が目立つ。日系完成車メーカーの現状をどう捉えるべきか。

### (1) 販売動向

大手3社（日系完成車メーカー全体の8割強）が発表した2014年の販売実績は、いずれも前年比約20%増と強気に設定した販売目標に届かなかった（図表3）。

《 図表3：大手3社の中国販売台数の動向（各社発表） 》

（単位：万台）

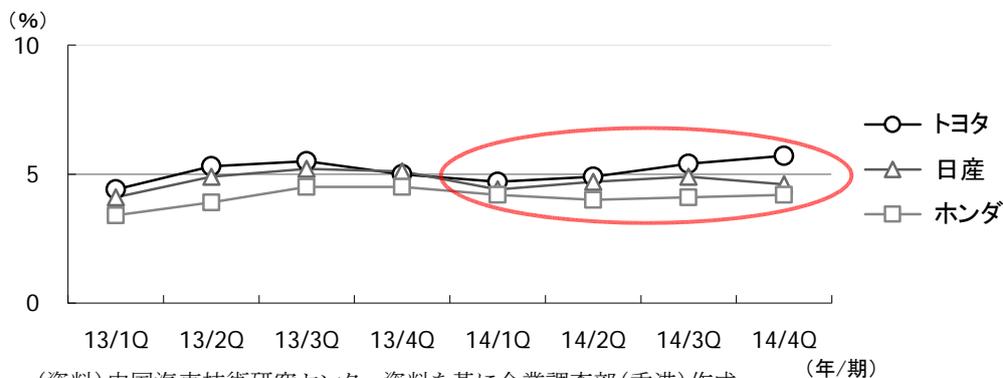
中国販売台数		2013	2014			
		実績	計画 (期中見直し)	実績	計画比	前年比 (%)
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	91.8	110	103.2	×	12.5
日産(注)	輸入車を含む卸売販売台数	92.7	110 (100)	95.2	×	2.7
ホンダ	工場出荷台数	75.7	90 (80)	78.8	×	4.1

(注) 東風日産の数値で商用車を含まない。

(資料) 各社資料を基に企業調査部(香港)作成

しかしながら、各社の販売実績は、そもそも前年を上回っている上、新車登録台数シェアをみても、ここ1年をみると目立ったシェア変動は見受けられないのが実態（図表4）。

《 図表4：大手3社の新車登録台数シェアの推移 》



(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

すなわち、2014年については、中国全体で乗用車需要が堅調に増加する中、日系完成車メーカーは一定のシェアを維持しており、2014年に日系完成車メーカーが目標未達であったことをもって、販売面を過度に悲観する必要はなからう。

(2) 生産動向

一方、生産動向に目を転じると、大手3社いずれも「2014年8月頃から生産調整を継続している」(サプライヤー談)状況。

在庫については、「生産調整を続ける中、ディーラーの値引き幅拡大により、2014年11月以降でみると徐々に捌けつつある。但し、メーカー毎に濃淡こそあれ、在庫水準は依然として高い」(完成車メーカー・商社談)。

しかしながら、これらの要因としては、「販売の不調というよりは、むしろ前年比20%増と強気に設定した2014年の販売目標水準によるところが大きい」(サプライヤー談)とみる向きが少なくない。

すなわち、日系完成車メーカーは、販売計画の達成に向けて前半に実需を大きく上回る生産を行い、そもそも在庫が積み上がっていた中、年後半の中国市場全体の販売減速の影響を受けた格好。

実際、2014年の日系完成車メーカーの新車登録台数をみると、1Qこそ目標水準(20%増)に達しているものの、その後は徐々に減速。3Q以降は、「6~7月頃より販売面での雲行きが怪しくなった」(サプライヤー談)ことから、新車投入効果のあった一部の完成車メーカーを除き、総じて苦戦を余儀なくされている(図表5)。

《 図表5：日系完成車メーカーの新車登録台数の動向 》

(単位:万台)

	2013					2014				
	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
日系完成車メーカー	64	60	70	76	270	79	68	74	81	302
前年比(%)	▲10.6	▲5.2	4.7	47.7	6.6	22.9	13.5	5.8	6.6	11.8
トヨタ	19	19	22	22	81	23	20	23	26	92
前年比(%)	▲17.0	▲5.1	6.4	49.5	4.8	21.2	6.6	6.5	20.8	13.8
日産	18	18	20	22	78	21	19	21	21	83
前年比(%)	▲16.4	▲9.0	1.4	43.7	2.4	19.1	10.6	3.1	▲4.2	6.4
ホンダ	15	14	18	19	66	20	16	17	20	74
前年比(%)	▲3.6	6.2	17.3	76.5	20.8	38.9	17.7	▲1.1	0.7	12.3

(資料)中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

今後を展望すると、「少なくとも2015年2月までは生産調整が続き、実需見合いの生産に戻るのには2015年4月以降」(サプライヤー談)とみるのが一般的ではあるが、春節商戦の売れ行きによっては「2015年夏以降にずれ込む可能性も否定できない」(商社談)とのことであり、生産動向には引き続き留意が必要。

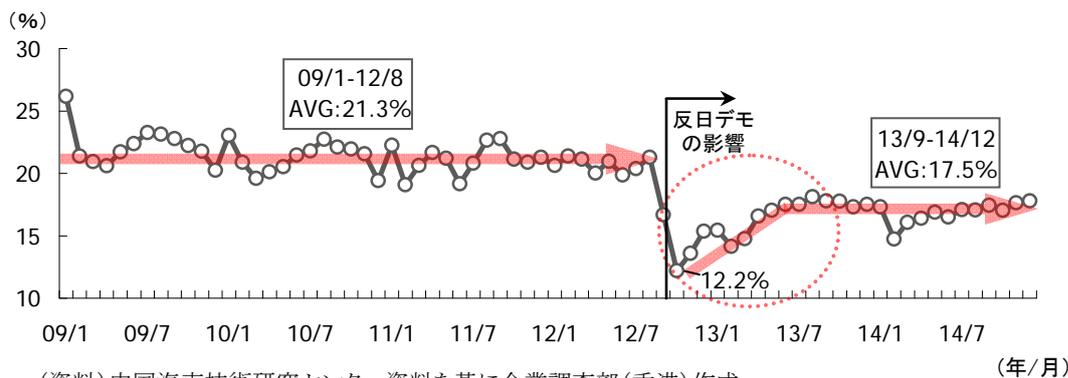
### 3. 日系完成車メーカーは「反日デモ」前の水準までシェアを回復できるのか

トヨタ、日産が発表した2015年の販売目標の伸び率は、前年比5~7%増と前年水準から大幅に引き下げられた。今後、中国全体では引き続き乗用車需要の増加が見込まれる中であって、日系完成車メーカーはシェアを回復できるのか。

#### (1) 「反日デモ」前の水準までシェアが戻らない背景

日系完成車メーカーの新車登録台数シェアを振り返ると、2012年9月の「反日デモ」前には21%程度を確保していたものの、「反日デモ」の影響により一時12.2%まで急落。1年経過した2013年9月以降も17%程度に留まるなど、伸び悩んでいる状況(図表6)。

《 図表6：日系完成車メーカーの新車登録台数シェアの推移 》



(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

この理由としては、「反日デモ」の影響が少なからず残っていることに加えて、主力車種こそ相応の台数を販売するものの、売れ筋の投入車種数が少ないことが要因と言われている。

第一に、「反日デモ」の影響については、完成車メーカー・サプライヤーから「自動車は人目に触れる機会が多いため、中国の消費者は、日中間題の再燃で車が壊されてしまうリスクを意識し、日本車を敬遠しがちである」とのコメントが多数聞かれており、影響の存在は否定し難いのは事実。

第二に、売れ筋の投入車種数について、ボリュームゾーンのCセグを例にみると、たしかに、日産 Sylphy が3位に位置する他、トヨタ Corolla が9位、ホンダ Crider が16位と、日系大手3社の主力車種は相応の販売台数を確保(図表7)。

《 図表7：Cセグの新車登録台数の上位20車種(2014年10~12月) 》

(単位:万台)									
順位	車種名	企業名	販売台数	シェア	順位	車種名	企業名	販売台数	シェア
1	Focus	Ford	8.9	5.0%	11	Emgrand EC7	吉利汽車	4.8	2.7%
2	Lavida	VW	8.7	4.9%	12	Golf	VW	4.7	2.6%
3	Sylphy	日産	7.5	4.3%	13	Excele GT	GM	4.5	2.5%
4	Excele	GM	7.3	4.1%	14	New Bora	VW	4.4	2.5%
5	New Santana	VW	6.6	3.7%	15	K3	現代自	3.9	2.2%
6	朗動	現代自	6.5	3.7%	16	Crider	ホンダ	3.5	2.0%
7	New Jetta	VW	6.5	3.7%	17	Octavia	VW	3.4	1.9%
8	Sagitar	VW	6.0	3.4%	18	Eado	長安汽車	3.1	1.8%
9	Corolla	トヨタ	6.0	3.4%	19	悦動	現代自	3.0	1.7%
10	Cruze	GM	5.8	3.3%	20	BYD F3	BYD	2.8	1.6%

(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

しかしながら、上位 20 車種のうち、日系大手 3 社はいずれも 1 車種のランクインに留まる一方で、最大手の VW は 7 車種と複数の売れ筋車種をここ 2~3 年で積極的に投入してきた成果が表れているといえよう(注)。

(注) 2012 年以降の C セグに対する投入車種数をみると、VW が 10 車種であるのに対し、日系完成車メーカーは 1~3 車種に留まる。

こうした状況は、その他のセグメントにおいても同様であり、「日系完成車メーカーは、消費者ニーズに沿った新車を投入していくことが求められる中で、その投入車種類が少ない点も販売が伸び悩む一因」(サプライヤー・商社談)となっている。

〈国籍別の完成車メーカーの販売動向について〉

- ▶ 2014 年の新車登録台数を完成車メーカーの国籍別にみると、欧州系完成車メーカーが市場の伸びを大きく上回るピッチで成長を遂げているのに対し、日系・米系完成車メーカーは市場並みに留まっている上、韓国・中国(自主ブランド)系完成車メーカーに至っては市場の伸びを下回っている(付表 2)。

《付表 2：国籍別の新車登録台数の動向》

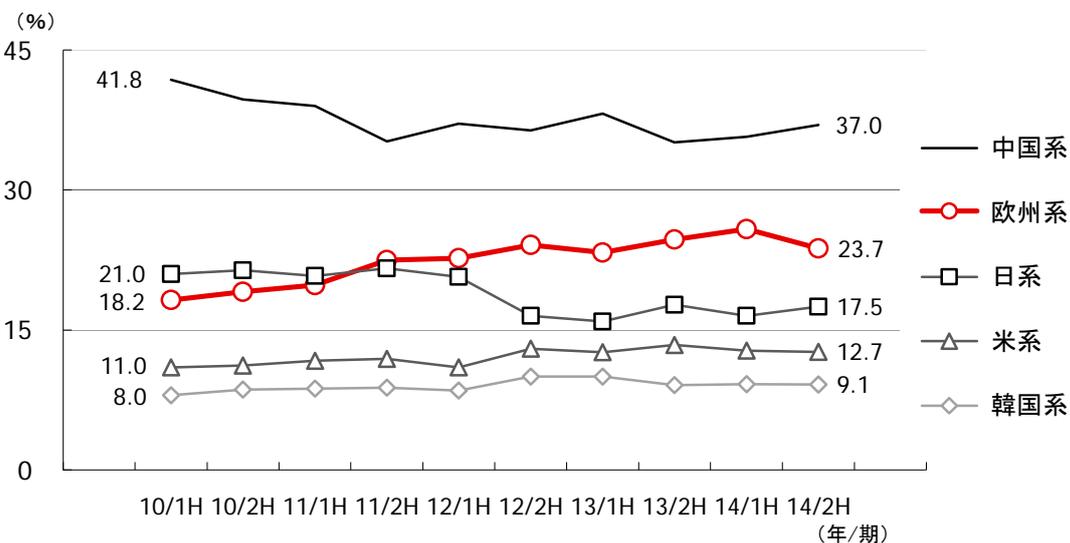
(単位:万台)

	2013					2014				
	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
中国市場全体	429	354	392	433	1,608	481	412	429	462	1,784
前年比(%)	25.9	13.0	14.0	16.0	17.3	12.2	16.4	9.4	6.7	11.0
欧州系完成車メーカー	94	88	99	105	386	115	116	116	110	455
前年比(%)	28.6	17.2	17.4	18.9	20.3	22.0	31.0	17.0	4.2	18.0
日系完成車メーカー	64	60	70	76	270	79	68	74	81	302
前年比(%)	▲ 10.6	▲ 5.2	4.7	47.7	6.6	22.9	13.5	5.8	6.6	11.8
米系完成車メーカー	49	49	54	56	209	59	56	58	58	231
前年比(%)	31.0	44.0	24.3	13.5	26.7	19.1	13.1	7.4	4.3	10.7
韓国系完成車メーカー	43	36	38	37	154	44	38	42	42	166
前年比(%)	44.6	36.9	14.7	▲ 4.3	20.4	2.3	7.0	11.5	12.6	8.1
中国系完成車メーカー	178	121	131	158	589	185	134	139	171	629
前年比(%)	38.8	5.7	12.6	9.3	16.8	3.7	11.2	5.7	8.0	6.8

(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

- ▶ シェアの推移をみても、欧州系完成車メーカーは、過去数年に亘って大きくシェアを伸ばしている(付表 3)。

《付表 3：国籍別の新車登録台数シェアの推移》



(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に企業調査部(香港)作成

## (2) 今後の展望

日系完成車メーカーの今後について展望すると、たしかに、一部の日系サプライヤーからは「今後、HEVの本格普及や中古車市場の拡大に伴い、日本車の新車販売へのプラス影響が顕在化するのではないかと」の声が聞かれたものの、その効果は当面限定的に留まる可能性が高いとみられる。

- ✓ まず、HEVについては、現時点では車体価格が高いため、普及を後押しする補助金等の政策支援が欠かせない状況。こうした中、中国では「実質的には日系完成車メーカーのみを対象とする支援となるため、HEVが新エネ車補助金の対象になることは想定し難い」とみる向きが多いことから、HEVの本格普及の時期は不透明である。
- ✓ 次に、中古車市場をみると、「2020年には2,000万台規模に成長する」（中国汽車流通協会談）見込みだが、中国の場合、依然として7~8割が1台目需要と言われる中、リセールバリューを考慮して新車を購入するという意識は消費者に浸透しておらず、一般的に耐久性に優れ、リセールバリューが高めに設定される日本車の新車販売へのプラス影響は当面限定的。

また、日系完成車メーカーからは「今後、モデルチェンジや新車の投入スピードを加速させる方針だが、品質を担保しながら進めるため、中国事業の成長は緩やかなものになる」との声が聞かれた上、依然として「日系完成車メーカーの中国に対する取り組み姿勢は保守的」（サプライヤー談）との見方が太宗を占めている。

こうしてみると、今後、中国全体で乗用車需要の増加が見込まれる中であっても、日本車の市場シェアが大幅に回復する展開は期待薄といえよう。

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 黒川 徹

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：[Toru\\_Kurokawa@hk.mufg.jp](mailto:Toru_Kurokawa@hk.mufg.jp)



中国金利市場 ～オンショアとオフショア市場動向アップデート

三菱東京UFJ銀行(中国)  
環球金融市場部  
資金証券グループ 豊覚行

2014年末頃から、米国連邦準備理事会(以下、FRB)や欧州中央銀行(以下、ECB)を筆頭に世界各国の中央銀行の動きが慌しくなり、金融市場の変動(ボラティリティ)も高まっている。

各国の経済情勢はそれぞれ趣を異にしており、米国は堅調な雇用情勢を背景に、従来の金融緩和と政策からその解除の方向に舵を切りつつある。一方でECBは物価低迷に歯止めをかけることを目的に、1月22日に開催された理事会において国債買取を実施する量的緩和政策の導入を決定しており、欧米の金融政策の方向は真逆を向いている状態にある。

その他各国中央銀行も政策微調整に動いており、1月15日にスイス中央銀行がスイスフランの対ユーロ為替相場上限撤廃およびマイナス預金金利拡大(▲0.25%から▲0.75%)、その後21日にはカナダ中央銀行が政策金利を1.00%から0.75%に引き下げ、2月3日にはオーストラリアが予想外に政策金利を2.50%から過去最低の2.25%まで引き下げるなど目まぐるしい動きとなっている。

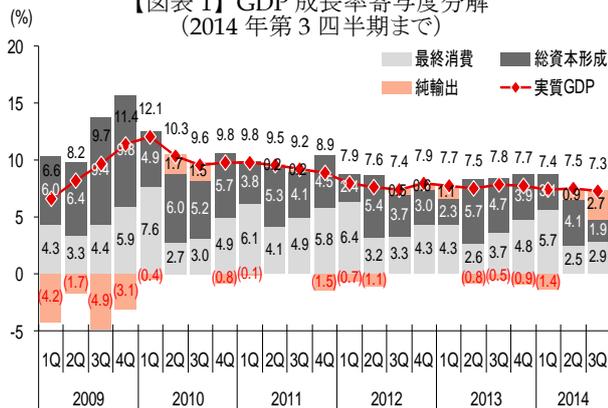
直近、中国人民銀行(以下、PBOC)も「適時適切な」金融調節を標榜し、毎週定例の公開市場操作において1年ぶりにリバースレポを再開したが、2月4日現地時間夕刻に2年9ヶ月ぶりとなる対象行を限定しない預金準備率引下げを発表している。昨年来のPBOCの金融調節と内外人民元金利市場を確認しつつ、今後の動向を考察する。

1. 2014年来のPBOCによる金融調節推移

先日2014年度中国GDPが前年比7.4%となったことが発表され、経済成長は政府が想定している「妥当なレンジ」内を推移していることが確認された。ただし内訳を見ると先行き不安要素も確認できる。【図表1】はGDPの寄与度分解を示したものであるが、「新常态」を掲げる政府方針の下、固定資産投資を示す総資本形成の割合が低下しており、輸出に下支えされていることが分かる。つまり、現在の経済成長は外需に支えられている格好であり、国外景気がさらに下向き外需が剥落すると、成長鈍化懸念が一層強まることとなる。国内景気のパロメーターとされる李克強指数も年末にかけて断続的に低下しており【図表2】、景気の先行きは依然として不透明だ。

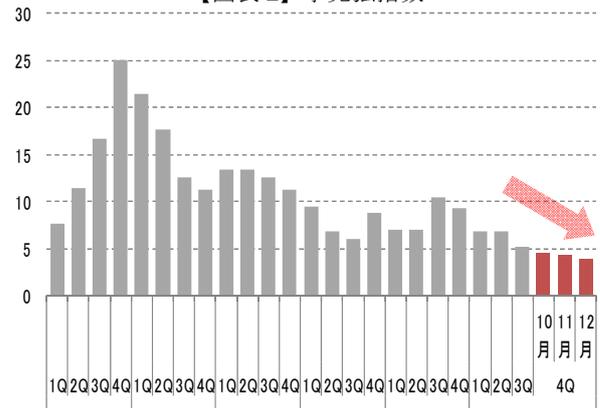
政府もその状況を十分認識している模様であり、第2四半期以降、金融緩和による内需刺激を目的として景気の下支えを図っており、PBOCの金融調節動向からその姿勢を垣間見ることができる。

【図表1】GDP成長率寄与度分解 (2014年第3四半期まで)



出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成

【図表2】李克強指数



出所:CEIC、ブルームバーグ等を元にBTMUC作成

【図表3】は PBOC の緩和姿勢が明確化した 2014 年第 2 四半期ごろからこれまでの金融調節や規制導入について列挙したものである。

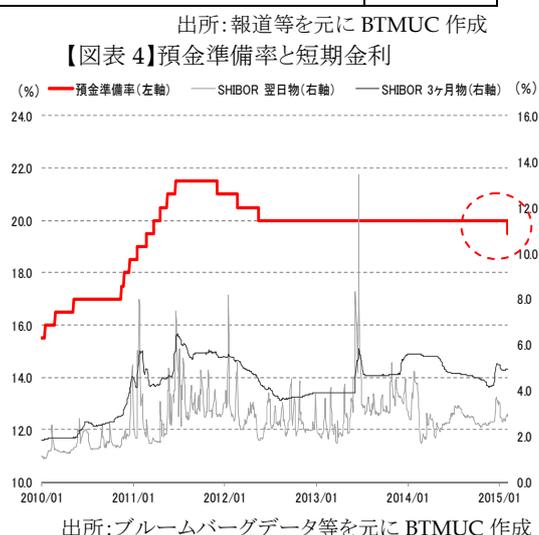
【図表3】金融調節、各種政策推移

年	月日	政策発表・変更内容	方向性
2014	4/16	国务院常务会议:「一定条件を満たした農村の銀行を対象に、預金準備率を引き下げる方針を決定」	緩和
	5/16	PBOC: 銀行間取引に一定の制限(銀行からの調達 は負債の 3 分の 1 以下など)を課す 127 号通達発布	引締め
	6/16	PBOC: 農村銀行の預金準備率 50bp 引下げ	緩和
	6/30	CBRC <sup>1</sup> : 預貸率規制緩和(全通貨対象から人民元のみ対象へ)	緩和
	7/21 報道	PBOC: PSL で国家開発銀行宛て 3 年、1 兆元資金供給	緩和
	7/30	PBOC: 2 週間物レポ金利を引下げ(3.80%→3.70%)	緩和
	9/16 報道	PBOC: MLF で中国工商銀行など五大銀行へ各 1,000 億元資金供給	緩和
	9/18	PBOC: 2 週間物レポ金利を引下げ(3.70%→3.50%)	緩和
	10/14	PBOC: 2 週間物レポ金利を引下げ(3.50%→3.40%)	緩和
	10/17	PBOC: MLF で株式商業性銀行等へ 2,695 億元資金供給	緩和
	11 月初旬	PBOC: 金融政策執行報告で MLF による資金供給を公表。3 ヶ月物 3.5%	
	11/21	PBOC: 貸出・預金基準金利等を引下げ(1 年物貸出 6.00%→5.60%など)	緩和
	11/25	PBOC: 2 週間物レポ金利を引下げ(3.40%→3.20%)	緩和
	12/8	CSDC <sup>2</sup> : 取引所におけるレポ取引において担保基準を厳格化(債券格付 AAA もしくは、発行体格付 AA 以上のみ適格担保とする)	引締め
2015	1/13	PBOC: MLF で 2,800 億元資金供給	緩和
	1/16	PBOC: 非銀行系金融機関の預金準備率をゼロに設定。同時に預貸率算出には含める	緩和
	1/16	CSRC <sup>3</sup> : 信用取引で、証券大手の中信証券や海通証券など 3 社に問題があったと発表。新規の信用取引口座開設を 3 カ月間停止する処分を決定	引締め
	1/16	CBRC: 委託融資管理弁法(草案)(資産運用会社やその他融資業務可能な機関から委託融資を目的とした銀行による資金受入を禁止)を発表。12 月に委託融資が急増したことが背景にあるとみられ、シャドーバンキング拡大阻止を目的とするものと推察される	引締め
	1/16	PBOC: 市中銀行向けの再貸出枠を農業支援分として 200 億元(約 3750 億円)、小規模企業の支援分として 300 億元それぞれ増加	緩和
	1/22	PBOC: 定例の公開市場操作で 1 年ぶりにリバースレポ(資金供給)実施	緩和
	2/5	PBOC: 2 年 9 ヶ月ぶりに全銀行に対して預金準備率引下げ(大手行 20.0→19.5)	緩和

不動産価格下落基調が鮮明化した年初以降、2014 年 6 月に実施された農村金融機関向け預金準備率引下げを皮切りに、当局による対象を限定した金融緩和と、シャドーバンキング拡大や金融バブル拡大の抑制を目的とした規制強化を織り交ぜた小刻みな「微調整」が実施されてきている。

対象行を限定した預金準備率引下げに続き、公開市場操作におけるレポ金利引下げや国家開発銀行向け「担保

<sup>1</sup> CBRC: 中国銀行業監督管理委員会  
<sup>2</sup> CSDC: 中国証券登記結算  
<sup>3</sup> CSRC: 中国証券業監督管理委員会



付補完貸出 (PSL)」による 1 兆元資金供給や五大銀行向けに MLF で 5,000 億元の資金を供給するなど、手段も多岐にわたっている。

これら一連の微調整を経て 2014 年 11 月 21 日には 2 年 4 ヶ月ぶりに貸出預金基準金利引下げが実施され、2015 年 1 月 22 日にリバースレポを再開、2 月 4 日には 2 年 9 ヶ月ぶりに対象行を限定しない預金準備率の引下げを発表 (実施日 2 月 5 日)【図表 4】し、金融緩和色が強まりつつある。

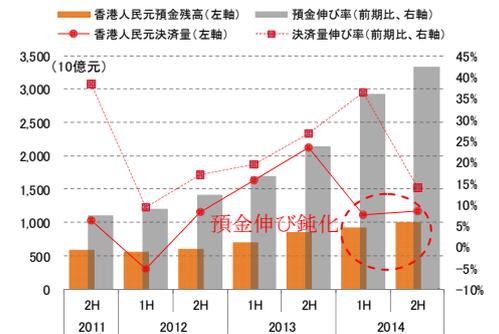
## 2. 最近の金利市場動向 ～オンショア、オフショア比較を交えて

PBOC による金融緩和が本格化しつつある中、その影響は人民元市場にどのように現れているのだろうか？ 以下では、中国オンショア市場に加え、近年急速に規模を拡大させている香港オフショア市場の動向も合わせて確認してみたい。

### (1) 香港人民元預金の状況

香港におけるオフショア人民元取引は、中国政府による「人民元国際化推進」の掛け声の下、2009 年のクロスボーダー人民元貿易決済開始を皮切りに活発化した。次いで、2010 年 7 月には香港での人民元預金開設が自由化され、それ以降、為替市場における人民元高期待を背景として 2012 年後半から 2013 年にかけて人民元預金が急増、2014 年末に 1 兆元に達した。ただし、増加基調は維持されているものの、その勢いは 2014 年に大きく鈍化している【図表 5】。

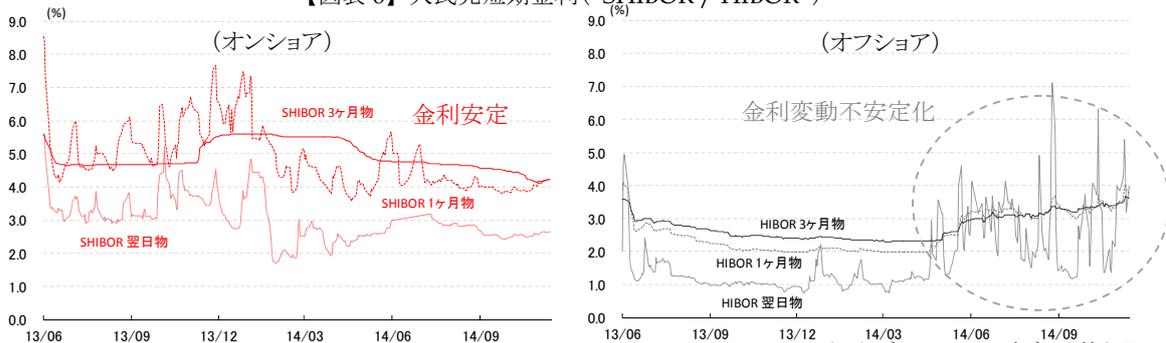
【図表 5】香港における人民元預金残高推移



出所:ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

### (2) オンショア・オンショア金利差の状況

【図表 6】人民元短期金利 (SHIBOR / HIBOR)



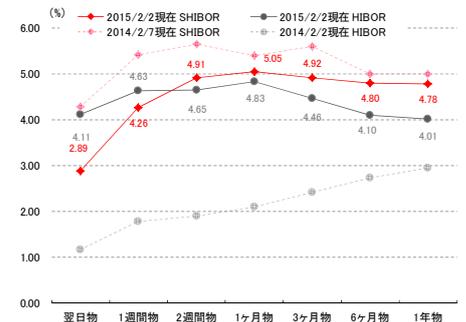
出所:ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

さて、上記の通り、中国本土においては景気下支えを目的として緩和的な金融調節が実施されている一方で、香港オフショア市場においては、中国の景気減速観測に起因する人民元高期待の剥落や、米国 FRB の利上げ開始観測に伴う米ドル高の影響を受け、人民元流入ペースが鈍化しているものと推測される。

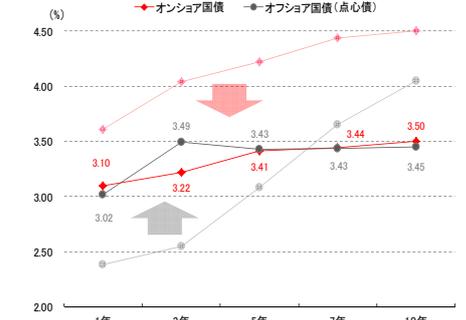
これらの環境要因が相互に作用し、オンショアとオフショア金利の関係に以下の変化が見られ始めている。

- ① **金利変動幅**: オフショア市場の金利指標である HIBOR (Hong Kong Interbank offered Rate) の変動幅が 2014 年 5 月ごろから顕著に拡大している。銀行などの金融機関は突発的な預金流出などを銀行間取引による資金調達で賄う場合がある。2014 年初以降の香港市場では、人民元決済量伸び率対比預金の伸びが鈍化したため、銀行の手元流動性が手薄になり、銀行間金利指標である HIBOR の不安定化につながったものと考えられる【図表 5, 6】。

【図表 7】短期金利期間構造(1年前との比較)



【図表 8】国債金利期間構造(1年前との比較)



出所:ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

② **金利格差**：金利変動幅の拡大に伴い、金利絶対水準も上昇している。①で述べた理由と同様に、銀行勢による資金調達圧力が強まり、長めの期間での資金確保に動いたことが主な理由と思われるが、1ヶ月物までの短期金利【図表7】はオフショアがオンショアを上回り、国債利回り【図表8】もオフショアが10年程度までほぼ同水準もしくは小幅上回る水準となっている。

昨年来の環境をオンショアとオフショアで比較すると、以下の通りである。

オンショア要因	1) 基本的に資本流出が制限されている。 2) 2014年第2四半期以降、PBOCにより緩和的な金融政策が採られており、半期末や長期祝日連休前など資金需要が高まり市場が不安定化しやすい局面では、公開市場操作やMLF、SLOにより資金供給が行われることで金利上昇抑制に成功している。 3) 市場参加者も追加緩和を期待しており、金利先安感が醸成されている。したがって、多少の短期金利上昇局面となっても債券への需要が衰えない状況にある（債券価格上昇=債券利回り低下）。
オフショア要因	1) 中国の景気減速懸念に起因する人民元先高感の剥落に加えて、米国FRBは2015年央以降の利上げ開始が展望される状況である。資本流出に制限がないオフショアにおいては、FRB等、海外当局による金融政策の影響を受け易い。

つまり、規制緩和が進んでいるとはいえ、資本移動が制限されているためオンショアは諸外国の金融政策に伴う金融市場変動への耐性が高い。一方で、PBOCのオフショアに対する支配力は限定的であることやオフショアでは金融調節手段が不足していることから金利変動が高まりやすく、足元の状況につながっているものと考えられる。

**(3) 為替市場と中銀介入動向**

オンショア市場の銀行間資金需要動向（短期金利に影響）を左右する主要な要因のひとつに、PBOCによる為替介入動向があげられる。

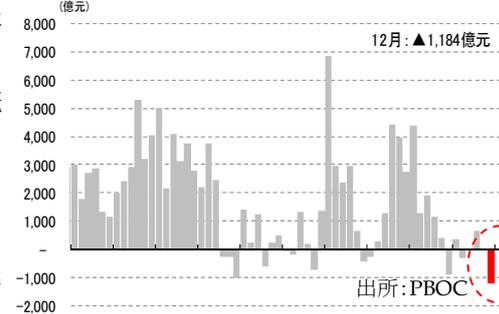
過去、人民元高圧力が高まる局面では、為替の急速な変動を回避・抑制することを目的に、銀行間市場においてPBOCが人民元売り米ドル買い介入を度々実施してきた。

PBOCが人民元ドルペッグを解除した2010年6月以降、好調な経済成長を背景とした人民元高期待の高まりと、貿易黒字を背景とした堅調な人民元買いニーズを主因に、断続的に人民元高推移が継続した【図表9】。特に、2012年4月に為替日中変動幅が基準値対比±0.5%から±1.0%に拡大されて以降、2013年末まで断続的に実勢値が基準値よりも人民元高に推移する状態が継続していた。

銀行外貨購入ポジションは、PBOCを含む国内銀行による人民元売り米ドル買いの規模を示しており【図表10】、2010年以降2011年末頃まで多い月で月間5,000億元規模の為替介入が実施されていた模様だ。為替介入の結果として市中から米ドルが吸収されるため、同時期においてオンショア米ドル金利は上昇した。その後、介入が小康状態となった2012年中は低下し、2013年中は再上昇、そして2014年後半以降低下している【図表11】。一方で、ドル吸収の代わりに人民元が市中に供給されることとなるため、為替介入は人民元



【図表9】 為替動向(実勢値、基準値)  
出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成



【図表10】 銀行外貨購入ポジション  
出所:PBOC



【図表11】 オンショア米ドル金利(LIBOR格差)  
出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成

流動性供給機能を果たしている」と解釈することができる。

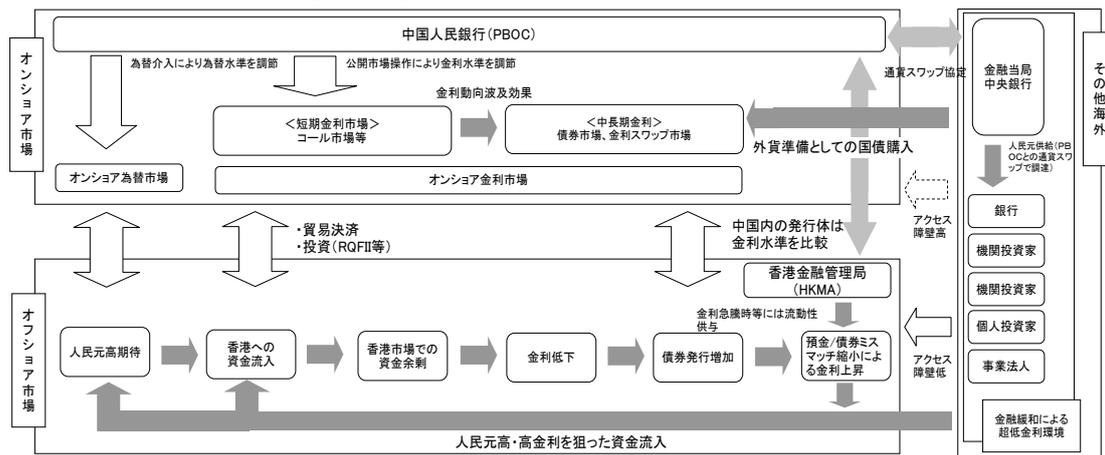
2014年後半以降、為替介入による人民元供給が減少したため、PBOCは【図表3】で示した通り各種流動性供給手段を用いて短期金利高騰を抑制してきたものと思われるが、2015年1月には、逆に人民元買いドル売り介入実施による人民元吸収が発生したものと推察され、預金準備率引下げはその対応という側面もあるだろう。

(4) オンショア・オフショア市場の関係

上記の通り、オンショア市場では為替介入減少等による人民元短期金利上昇要因に対してPBOCが金融調節手段を駆使することにより、急激な金利変動の抑制に成功している。一方で、ここ最近のオフショア市場の金利ボラティリティ上昇は、オフショア市場であるが故に、PBOCの金融調節が効果を及ぼしにくい実態も浮き彫りにしている。

今のところ、世界各国に誕生している人民元オフショア市場での人民元流動性供給は、各国中銀とPBOCが締結している通貨スワップラインに依存するところが多い。香港オフショア人民元市場では香港金融管理局（以下、HKMA）がPBOCと4,000億元の通貨スワップ協定を締結済みであり、また「人民元流動性ファシリティ」と呼ばれる対市中銀行への人民元流動性供給手段を有する他、2014年11月には「CNH Primary Liquidity Provider」として銀行7行を選定し、HKMAが20億元のレポ枠を付与しているものの、足元のオフショア金利高騰が抑制されるには至っていない。

【図表12】 オンショア・オフショア相関図



出所: BTMUC作成 (BTMU 中国月報 2014年7月号から再掲載)

3. 当面の見通しとむすび

これまで見てきた通り、人民元オンショア市場における金融調節は、定例の公開市場操作に加え PSL や MLF 等に代表される新資金供給手段と伝統的な預金準備率を織り交ぜながら、人民元金利市場のボラティリティ上昇を抑制し金利水準の低位誘導に成功している。結果として、足元では不動産市況に回復の兆しも見えており、景気刺激効果も徐々に発揮されているようである。

一方、オフショア市場については拡大しつつあるとはいえオンショア市場と比較するとその市場規模は極めて小さいため、諸外国の金融市場のボラティリティが高まる局面ではその影響を受けやすい。

これまで中国当局は、①オフショアにおける人民元供給枠組みの構築、②オフショアでの人民元決済基盤拡大、③オフショアに滞留する人民元の運用機会提供、の3つの枠組み構築を中心に市場育成を図ってきたが、今回の香港における人民元金利ボラティリティ上昇は①のさらなる拡大の重要性を示しているといえよう。

以上  
(2015年2月9日)

(執筆者連絡先)  
三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部  
E-mail:satoyuki\_yutaka@cn.mufg.jp  
TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2959



## 外資系企業の輸出入業務分野の最新動態 ——「税関企業信用管理暫定弁法」に関する解説

北京市金杜法律事務所  
パートナー弁護士 劉新宇

### I. はじめに

税関総署は、2014年10月8日には「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」（税関総署令第225号。以下、「新法」という）を、さらに翌月の11月18日には「税関総署公告2014年第82号」（「税関認定企業基準」の公布に関する公告）を公布した。これらは2014年12月1日から施行され、こうして新たな税関企業管理制度のあり方が定まった。

「税関企業分類管理弁法」（税関総署令第197号。以下、「旧法」という）は、2010年の制定・施行以来、企業にかかる輸出入の規範化、法令遵守・自主規制、税関管理リソースの合理的な配分を積極的かつ顕著に推し進めてきた。しかし、近年における中国輸出入の発展変化と調整に伴い、国家信用システムの構築、税関制度の現代化が加速し、また、中国税関の国際的な業務への取り組みも徐々に広範化、深化したことから、旧法はいくつかの問題に直面していた。このような背景の下、旧法に替わる立法として今回の新法が税関総署により制定されるに到ったが、以下においては、図表も交えてこの新法の要点について論じ、簡潔な分析を行うことで、読者の理解に資するものとした。

### II. 立法目的の変化

「分類管理」から「信用管理」へとその名称が変化した新法は、立法目的に「社会信用システムの構築を推進し、企業輸出入信用管理制度を設立すること」との文言が加えられ、これらはいずれも、税関による企業の管理が単一的な分類管理から信用システムの構築、企業信用情報の収集、公示などへと変化したことを示している。このような変化は、国家の社会信用管理システムを確立し、これを全社会的な信用システム構築に取り入れるために現在の税関が行っている努力を反映するものといえるだろう。これについて、税関総署署長の于広洲は、「企業の信用は、企業が自ら作り出すものであって税関の評価で決まるものではない。税関はただ、市場の受容度を客観的に伝えるにすぎない」<sup>1</sup>と指摘している。

### III. 旧法の管理類別から新法の信用等級への移行

旧法下の企業は、AA、A、B、C、Dの5段階に分類され、それぞれ異なる管理措置が適用されていたが、新法は、企業をその信用状況に基づいて「認証企業」、「一般信用企業」、「信用喪失企業」の3段階に分け、このうち最前者の認証企業を高級認証企業、一般認証企業へとさらに

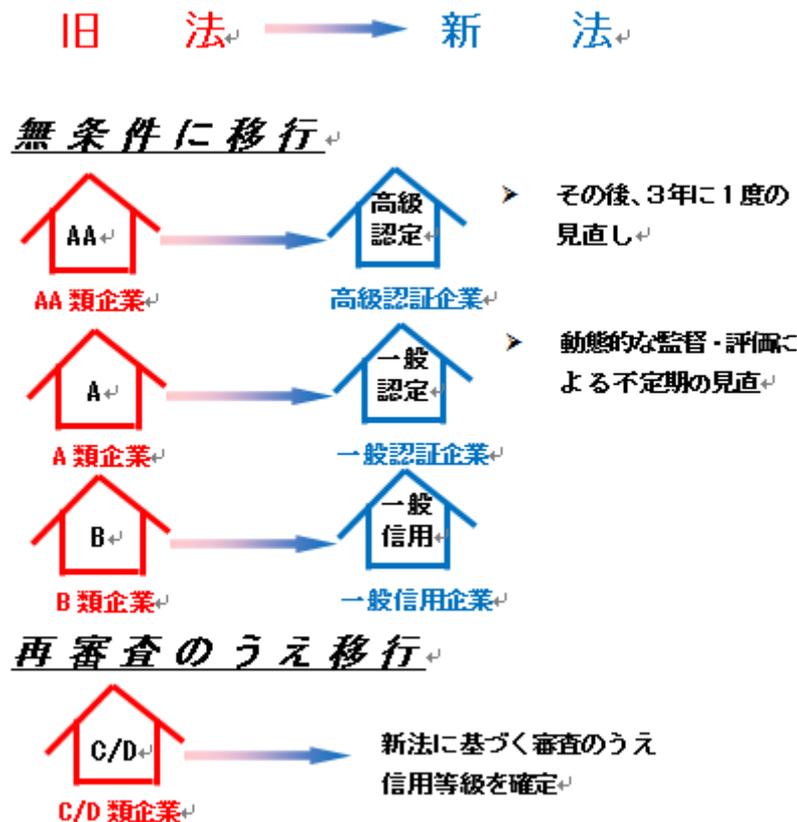
1 「税関総署査察司司長孟楊による税関総署令225号の解説」

<http://www.sinotf.com/GB/109/1092/2014-11-19/1MMDAwMDE4Mzc1Mw.html>。

分類したうえ、「誠信守法便利、失信違法懲戒（信義則や法を守る者には円滑化を図り、違法行為により信用を喪失した者は戒める）」の原則に従い、それぞれ相応の管理措置を施すものとした。



今回の立法に伴うこの管理類別から信用等級への移行について、税関総署査察司司長である孟楊氏は、「税関は公告を発して、旧法上の AA 類企業を高級認証企業とし、3 年毎にその認定の見直しを行う。A 類企業は一般認証企業とし、システムを通じて企業信用状況を動的に監視・評価するとともに、不定期に認証の見直しを行う。B 類企業は一般信用企業とし、C 類・D 類企業は『信用暫定弁法』（すなわち新法）に基づき改めて審査のうえ信用等級を確定する」と述べている<sup>2</sup>



#### IV. 企業認証制度の確立と国際的な連携の強化

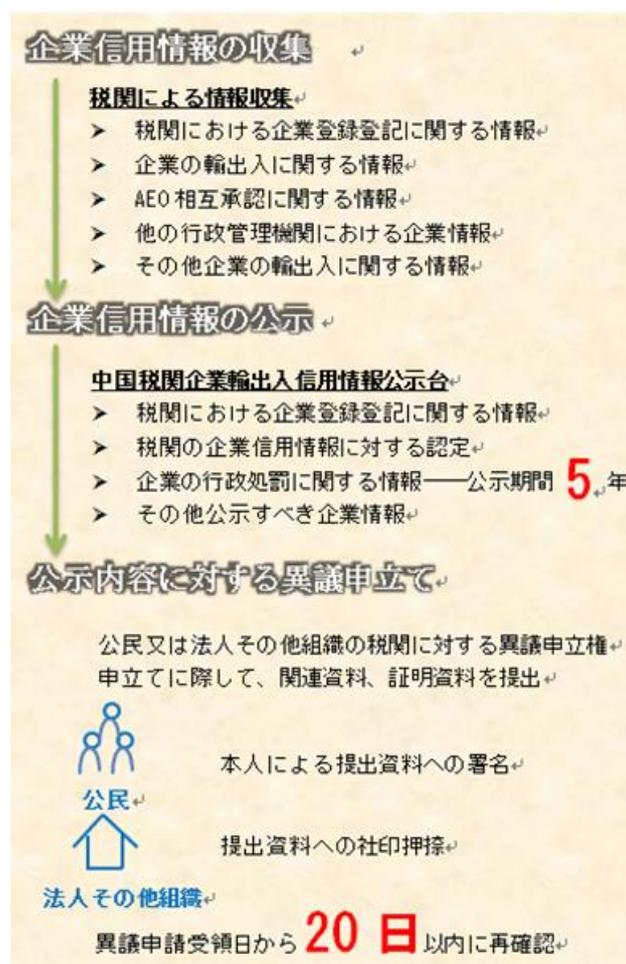
2005 年 6 月、中国税関は、世界税関機構（WCO）の第 105/106 回会議において「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」の意向書に署名した。新法は、この枠組における AEO

<sup>2</sup> 前注 1 参照。

制度の先進的な理念を採用して、認証企業とは中国税関の認定を得た事業者(AEO)であること、中国税関は法により他の国家・地区の税関とのAEO相互認証を行い、相互認証されたAEO事業者については、通関時における相応の円滑化措置の対象とすることを明らかにした。これにより、高級認証企業は、AEO相互認証国家・地区の税関から通関時簡便化措置を受けうるものと考えられる。

## V. 企業信用情報の公開

新法7条が定める企業信用情報公開制度の下では、国家機密、商業秘密、個人のプライバシーの保護を前提として、税関において次の企業信用情報、すなわち(1)企業の税関における登録登記情報、(2)税関による企業信用状況の認定結果、(3)企業の行政処罰に関する情報、(4)その他公示すべき企業情報を公示するものとされている。このうち、税関による企業の行政処罰情報の公示期間は5年に及び、「中国税関企業輸出入信用情報公示台」<sup>3</sup>における関連情報の調査も可能となる予定であり、企業はこの規定によって一層高度なコンプライアンスが要求されることとなった。それゆえ、企業においては、これまで以上に税関規定を厳守し、税関による処罰のためその信用状況が傷つくことを避けなければならない。



<sup>3</sup> 今後 <http://credit.customs.gov.cn> での公開が予定されている。

## VI. 通関業者と非通関業者との区分を緩和した適用基準

旧法は通関業者と非通関業者とを厳格に区分し、異なる基準を適用していたが、新法はこれらを特に区分せず、基本的に同一の基準を適用するものとした。もっとも、個別の条項においては、通関業者と非通関業者とで異なる要求がなされている。

## VII. 全面的、科学的、合理的な分類基準

新法は、従来より全面的、科学的、合理的な企業分類基準を採用しており、これは主に次の点で具現化されている。

1. 認証企業の認定基準がより全面的となった。冒頭で触れた「税関認定企業基準」は、これまでの AA、A 類企業の認定基準をより全面化し、この新たな認定基準は、内部統制、財務状況、法律・規範の遵守、貿易安全、付加基準に分けられ、高級認証は 5 類 18 条 32 項、一般認証は 5 類 18 条 29 項からなり、そのうち前 4 類は基礎的基準であり、第 5 類は付加的基準である。これまでの A 類、AA 類企業の認定基準は、実際の評定時における法律・規範の遵守を重視する一方、その他の点の要求が若干低かった。
2. 信用喪失となる非通関業者について、「税関による行政処罰の金額が 10 万人民元を超える規定違反行為が 2 回以上」との要件が追加された。新法 10 条 2 項は、非通関業者が信用喪失企業となる要件につき、1 年以内における税関監督管理規定違反行為の回数が前年度の通関書類、輸出入届出リストなど関連書類総数の 1000 分の 1 を超え、かつ、税関による行政処罰の金額が 10 万人民元を超える規定違反行為が 2 回以上の場合、又は税関による行政処罰の累計額が 100 万人民元を超える場合を定める。換言すれば、1 年以内（連続する 12 ヶ月間）における規定違反の回数が前年度の通関書類、届出リストなど関連書類総数の 1000 分の 1 を超える企業であっても、処罰の金額が 10 万人民元以下又は処罰の回数が 2 回以内であれば、信用喪失企業とは認定されない。この点は旧法下の C 類・D 類企業の認定基準と大きく異なり、実務上、10 万人民元以下の行政処罰、特に軽微な違法事件が比較的多く、処罰金額の基準を設けないと、一部の信用良好な企業まで軽微な違法行為のため信用喪失企業に格下げとなり、公平性を欠くゆえの改正と思われる。
3. 新法は、指標を画一的な絶対数とする旧法の手法を改め、企業の規模、輸出入業務量という実質的な状況を考慮し、相対的な値とする指標（過誤率、違法回数の比率など）を導入した。例えば、新法 10 条 2 項は、通関業者が信用喪失企業と認定される基準として、「通関業者の 1 年以内における税関監督管理規定に対する違反行為の回数が前年度の通関書類、入出国届出リストの総数の 1 万分の 5 を超える場合、又は税関による行政処罰の累計額が 10 万人民元を超える場合」と定めているが、旧法は、通関業者に C 類管理を適用する要件を、「1 年以内に 3 回以上の税関監督管理規定違反行為があった場合、又は 1 年以内に税関監督管理規定違反のため過料として科された金額の総額が 50 万人民元以上に上る場合」としていた。また、新法 10 条 4 項は、「前四半期の通関申告の過誤率が同期全国平均の倍以上である場合」とす

るのに対し、旧法は、C 類管理基準を適用する通関業者について、「前年度に代理申告した輸出入通関申告における過誤率が 10%以上の場合」と定めていた。

4. 旧法は、AA/A 類企業を確定する輸出入額基準として、企業の前年度の輸出入総額が 50 万米ドル以上、代理申告した輸出入通関書類及び入出国届出リストの総数が 2 万点(中西部は 5000 点)以上の規模であることを定めていたが、新法は、これを廃止した。これは、中小企業にも競争の機会平等を保障するものであり、「守法者に円滑化を図る」理念が一步進んで体现されている。
5. 旧法においては、AA、A 類の企業管理を行うにあたり、現在の信用等級の適用から満 1 年が経過していなければならないという要件が存在したが、新法はこれを廃止し、一般信用企業(新規登録登記企業)において「信用暫定弁法」及び「税関企業認定基準」に基づき自己評価を行い、自社が満たすものとする基準に従って税関への申請を行うことができ、こうして相応の認定を受けるものとした。
6. 新法は、知的財産権にかかる事件数を単独で企業信用等級確定の根拠とする旧法の手法を廃止した。この廃止については、知的財産権事件(知的財産権侵害貨物輸出入)も税関監督管理規定違反であるとする税関の見解に基づき、新弁法では単独明記をやめたことにその理由が存するものと思われ、これは旧法関連規定の改正と考えられる。「中華人民共和国税関行政処罰実施条例<sup>4</sup>」第三章は、税関監督管理規定違反行為とそれに対する罰則を定め、その第 25 条は、知的財産権侵害貨物輸出入の処罰も規定している。このように、同条例は、知的財産権侵害貨物の輸出入も税関監督管理規定違反行為であると既に明確化しており、旧法の同一条項が「税関監督管理規定違反行為」を定めながら、「知的財産権侵害貨物輸出入を理由とする行政処罰」も規定するのは自己矛盾であったため、今回の新法においてこの誤りを正したものと思われる。
7. 新法は一部の基準を厳格化し、例えばその 10 条は、通関業者を信用喪失企業として認定する基準につき、旧法下の累計処罰額 50 万人民元を 10 万人民元へと引き下げ、「密輸罪・密輸行為」不実行の継続期間 1 年を 2 年へと延ばしたほか、加工貿易手帳の消込届出率、税滞納通関文書率、検査立件率などの指標を追加し、また、新法 21 条は、企業信用状況の認定根拠となる密輸罪については判決書発効の時を、密輸行為、税関監督管理規定違反行為は、税関による行政処罰決定がなされた時を規準として認定を行うことを定めた。
8. 新法は、仲介機関を認定に参加させるものとし、その 12 条によると、税関、申請企業いずれも法定資質を有する仲介機関に企業認定を委託することができ、この仲介機関による認定結果が税関により承認されれば、企業信用状況認定の参考的根拠となる。これは、2013 年末に税関総署が公布した「税関社会仲介機関査察職務協力導入運用規範(試行)」の施行から 1 年を経て、税関の行政簡素化・権限委譲を再び行うものであり、機能転換の重要な改革と考えられる。

<sup>4</sup> 2004 年 9 月 19 日公布、同年 11 月 1 日施行。

## 高級認証と一般認証との差異

高級認定

VS

一般認定

高級認証企業：中国税関による信用度の高い企業に対する高い要求

一般認証企業：中国税関による信用度の高い企業に対する基本的要求

高級認証企業基準  
18条32項

一般認証企業基準  
18条29項

その他の国家・地区の税関によるAEO相互認証企業は、通関時に国内税関から一般認証企業より多くの便宜を享受しうるほか、相互認証を行う国家・地区の税関からも優遇措置や通関時の便宜を享受しうる

中国税関が提供する通関時の円滑化を享受しうる

## 企業による高級認証申請

一般信用企業



自己評価

新法、「税関認定企業基準」の要件充足



税関への申請

Ⅷ. 「誠信守法便利、失信違法懲戒」原則の具現化

信用状況等級	管理原則・措置の適用
高級認証企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出入貨物の商品分類、関税評価、原産地の確定その他税関手続の完了に先立つ通関手続の実施</li> <li>・税関による企業への調整者設置</li> <li>・加工貿易を行う企業を銀行保証金台帳管理制度の対象から除外</li> <li>・AEO 相互承認国家・地区の税関が提供する通関便宜措置</li> </ul>
一般認証企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出入貨物検査率の低頻度化</li> <li>・輸出入貨物書類審査の簡素化</li> <li>・輸出入貨物通関手続の優先処理</li> <li>・その他税関総署が定める管理原則・措置</li> </ul>
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出入貨物検査率の高頻度化</li> <li>・輸出入貨物書類の重点的な審査</li> <li>・加工貿易等の段階における重点的な監督管理</li> <li>・その他税関総署が定める管理原則・措置</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業信用状況の認定結果が一致しない場合には、低い原則に従い管理を実施</li> <li>・認証企業が密輸の嫌疑で捜査又は調査が行われた場合には、それに相応する管理措置を一時停止し、一般信用企業として管理を実施</li> </ul>

今回の新法は、既出の「誠信守法便利、失信違法懲戒」の基本原則を徹底するとともに、輸出入企業の内部統制、財務状況、法令・規範遵守、貿易安全など税関と貿易に関わるコンプライアンス面の総合的な認定基準を細分化して、より高度なものとし、通関実務における差異化された監督管理措置のさらなる改善を図った。

製品特徴のコンバージェンスが日々進んでいる状況において、現在のマーケットではサプライチェーン面での競争が激化を続けており、サプライチェーンの重要な段階である通関業務は、企業の在庫回転、市場への速やかな参入に対し直接的な影響を及ぼす。したがって、大規模な輸出入企業、特に外商投資企業は、税関・貿易に関するコンプライアンスについて、リスクの意識を高める必要があると思われる。また、税関が構築した信用管理システムは、全社会的な信用システムの構築へと取り込まれつつあり、企業の市場における発展に対しても直接的な影響を及ぼすものと考えられる。それゆえ、企業はさらに社内の通関関連業務のリスクコントロールシステムを強化し、ハイレベルな認定結果を得て、より簡便化された通関監督管理措置を受けられるよう努力することが必要ではないかと思われる。

また、輸出入企業は、認証企業となるための申請前に、自主的な社内検査を行うことが推奨される。必要に応じ、税関法を専門とする弁護士に綿密なデューデリジェンスを委託し、企業の内部統制、財務状況、法令・規範遵守、貿易安全などの面で税関の認定基準に達していることが確認されれば、認証企業となるという目標が順調に実現されよう。専門的で細密な内部監査を実

施すれば、昇級認定の過程で税関に潜在的なリスクを発見されて処罰を受け、あるいは降級など予測と反する結果となることを最大限防止しうられる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所 :

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深セン・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号樓16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号樓3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 融融大廈15、16階	86-512-3333-3030

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。